

第2期立山町子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

立山町

目 次

第1章	計画策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の期間	2
3	計画の位置づけ・関連計画等との連携	2
4	計画策定方法について	2
5	近年の子ども・子育てに関する法・制度等の動向	3
第2章	子どもを取り巻く状況	4
1	人口の状況	4
2	世帯の状況	6
3	婚姻等の状況	8
4	出生の状況	10
5	就労の状況	11
6	住民ニーズの状況	12
7	対応すべき課題の整理	19
第3章	計画の基本的な考え方	21
1	基本的な視点	21
2	基本理念	22
3	基本目標	23
4	施策体系	24
第4章	子ども・子育て支援関連施策の展開	25
1	健やかな成長を支援する基盤づくり	25
2	明日の郷土を担う心身ともにたくましい人づくり	27
3	地域の温かいまなざしに包まれて、楽しく子育てができるまちづくり	31
4	働きながら安心して子育てができるまちづくり	34
第5章	子ども・子育て支援の具体的事業目標	38
1	子ども・子育て支援新制度における給付・事業の全体像	38
2	教育・保育提供区域の設定	39
3	児童人口の見込み	39
4	幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策	40
5	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	44
6	幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容	57
第6章	計画の推進	58
1	計画の推進に向けて	58
2	計画の進行管理	59
3	本計画の成果指標	60
資料編		61
1	計画策定について	61
2	用語解説	64

※改元に伴う表記について

2019年5月1日に「平成」から「令和」に改元されたことに伴い、当年度全体を通じて「令和元年度」と表記します。

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

住民の多様な保育・子育て支援ニーズに応え、本町の子ども・子育て支援を総合的、計画的に推進するため、平成24年8月に制定された子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として、平成27年3月に「立山町子ども・子育て支援事業計画（計画期間：平成27年度～令和元年度）」（以下、「第1期計画」）を策定しました。

計画策定後の国の動向をみると、平成28年に「ニッポン一億総活躍プラン」が策定され、希望出生率を1.8まで上昇させる指針が示されました。このため、女性就業率の上昇や保育ニーズの増加が見込まれることから、平成29年に公表された「子育て安心プラン」において、女性就業率が80%でも対応できる保育の受け皿を整備することとされ、同年に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」では、子育て支援への大規模な予算投入が明示され、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が実施されました。

また、就学後の共働き家庭が直面する「小1の壁」を打破する観点から、平成30年には「新・放課後子ども総合プラン」が策定され、放課後児童対策の充実を図るとされています。

加えて、児童福祉法の改正による児童虐待防止対策の強化、子どもの貧困対策に関する大綱に基づく対応など、市町村に求められる子育て支援策は拡大してきています。



本町においては、第1期計画に基づき、子育てにかかわる親、家庭、地域、事業所、行政などが協力して子育てを支援する環境づくりに向け、「子どもの健やかな成長と暮らしを応援する子育てにやさしいまち 立山 ～個の子育てから輪の子育てへ～」を目指し、認定こども園の導入をはじめ、延長保育、休日保育、一時保育、障害児保育、病児・病後児保育など多様な保育サービスの提供、子育て広場の開催、第3子に係る保育料の無料化、子育て支援センターにおける各種事業やファミリーサポート事業の実施など、子育て支援に関する総合的な取り組みを推進してきました。

人口減少傾向にある本町においては、子どもを産みやすい環境づくりを進めるとともに、子育てしやすい環境づくりを進め、安心して子どもを産み、子育ての喜びを実感することができる地域づくりがこれまで以上に求められています。

このたび、第1期計画が終了することから、第1期計画策定後の法・制度等の動向を踏まえるとともに、子育て支援に関するニーズ調査を実施し、本町の現状と課題を再度、分析・整理し、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とした「第2期立山町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」）を策定します。

2 計画の期間

本計画の計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。

平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
					見直し				

3 計画の位置づけ・関連計画等との連携

本計画は、子ども・子育て支援法第61条「市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする」に基づき、同法第77条の規定により設置している「立山町子ども・子育て会議」による検討を経て策定していきます。

また、次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」を包含するとともに、本町の「総合計画」をはじめ、「障害児福祉計画」や「男女共同参画プラン」など関連する各種計画との整合を図ります。

4 計画策定方法について

計画内容については、地域の実情に応じた計画内容とするため、子どもの保護者、関係団体、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、学識経験者等で構成された「立山町子ども・子育て会議」において検討を行います。

また、計画の策定にあたっては、保育ニーズや町の子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握することを目的に、就学前児童・小学生児童の保護者を対象として、国の示した「子ども・子育て支援ニーズ調査」に基づくアンケート調査を行いました。

さらに、計画への住民の意見・要望を把握するためのパブリックコメントの実施を経て策定しています。

5 近年の子ども・子育てに関する法・制度等の動向

第1期計画策定後の国における法・制度等の主な改正点は以下のとおりとなります。

	法律・制度等	内容
平成 27年	子ども・子育て支援法関連3法施行	・市町村での子ども・子育て支援事業計画の策定を明記。
	保育士確保プラン策定	・加速化プランの確実な実施に向け、平成29年度末までに7万人の保育士を確保。(平成27年に9万人分に拡大)
	少子化社会対策大綱改定	・子育て支援施策の一層の充実、若い年齢での結婚・出産の希望の実現、多子世帯への一層の配慮、男女の働き方改革、地域の実情に即した取り組み強化。
	次世代育成支援対策推進法改定	・令和7年3月末までの時限立法に延長。
平成 28年	子ども・若者育成支援推進大綱策定	・子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針を提示。
	児童福祉法一部改正	・子どもの権利条約を踏まえ、権利の主体であることを明言。 ・児童虐待対策の強化。 ・子育て世代包括支援センターの法制化。
	ニッポン一億総活躍プラン策定	・保育士の処遇について、新たに2%相当の改善。 ・平成30年度以降も保育の確保に取り組む。
	切れ目のない保育のための対策	・待機児童の解消に向けて取り組む市町村を支援するため、施設整備、入園予約制、保育コンシェルジュの展開などを明確化。
平成 29年	子育て安心プラン策定	・令和2年度末までに全国の待機児童を解消、待機児童ゼロを維持しつつ女性の就業率80%を達成。
	新しい経済政策パッケージ	・「人づくり改革」において、教育・保育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化などを掲げる。
	子ども・子育て支援法一部改正	・保育充実事業の実施、協議会の設置、教育認定子どもの利用者負担の引き下げ。
平成 30年	子ども・子育て支援法に基づく基本指針改正	・企業主導型保育や幼稚園の長時間預かり保育利用の取り扱いの変更を明示。
	新・放課後子ども総合プラン策定	・共働き家庭が直面する「小1の壁」の打破するための放課後児童対策の充実。
令和 元年	子ども・子育て支援法一部改正 (幼児教育・保育の無償化)	・幼児教育・保育の無償化開始。(10月施行) ・子育てのための施設等利用給付の創設。

第2章 子どもを取り巻く状況

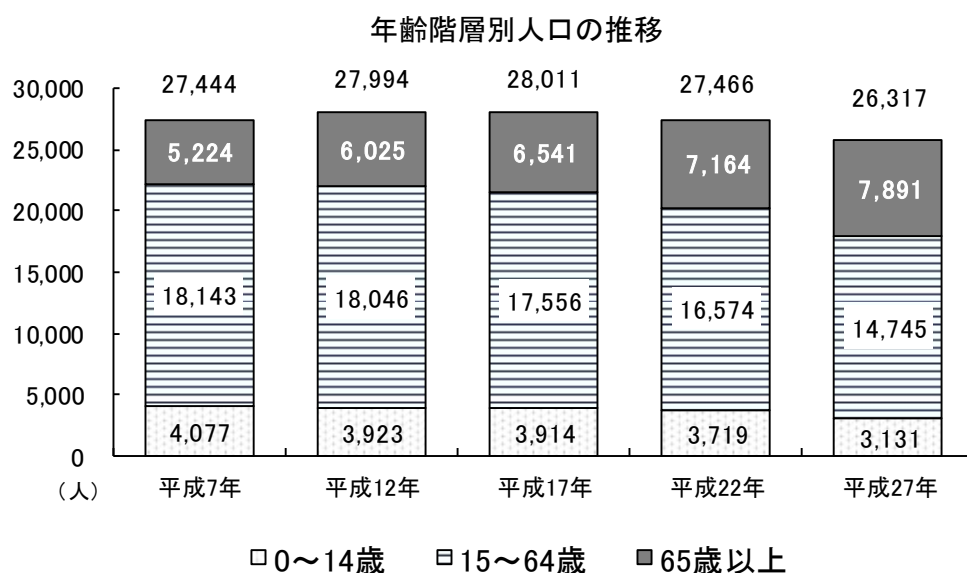
1 人口の状況

(1) 総人口の推移

本町の総人口は、26,317人（平成27年国勢調査）で、近年の推移をみると平成17年より減少傾向にあります。

人口構造をみると、高齢者人口（65歳以上）は人数、割合ともに増加している一方、0～14歳の年少人口は減少しており、平成27年の年少人口割合は12.2%となっています。

また、年齢階層別人口割合（平成27年国勢調査）を比較すると、国に比べて年少人口割合が低く、生産年齢人口割合、高齢者人口割合が上回ります。



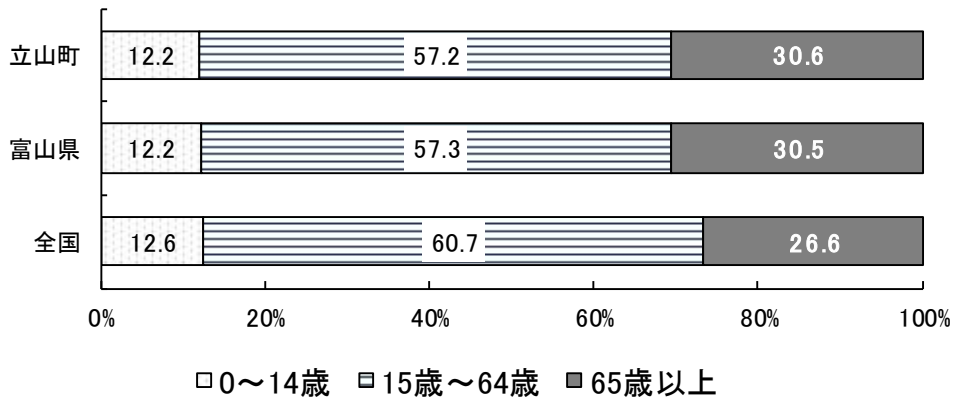
※総人口には年齢不詳を含む。

資料：国勢調査

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口（人）	27,444	27,994	28,011	27,466	26,317
年少人口（0～14歳）	4,077	3,923	3,914	3,719	3,131
構成比（%）	14.9	14.0	14.0	13.5	12.2
生産年齢人口（15～64歳）	18,143	18,046	17,556	16,574	14,745
構成比（%）	66.1	64.5	62.7	60.4	57.2
高齢者人口（65歳以上）	5,224	6,025	6,541	7,164	7,891
構成比（%）	19.0	21.5	23.4	26.1	30.6
年齢不詳	0	0	0	9	550

資料：国勢調査

年齢階層別人口割合の比較（平成 27 年）



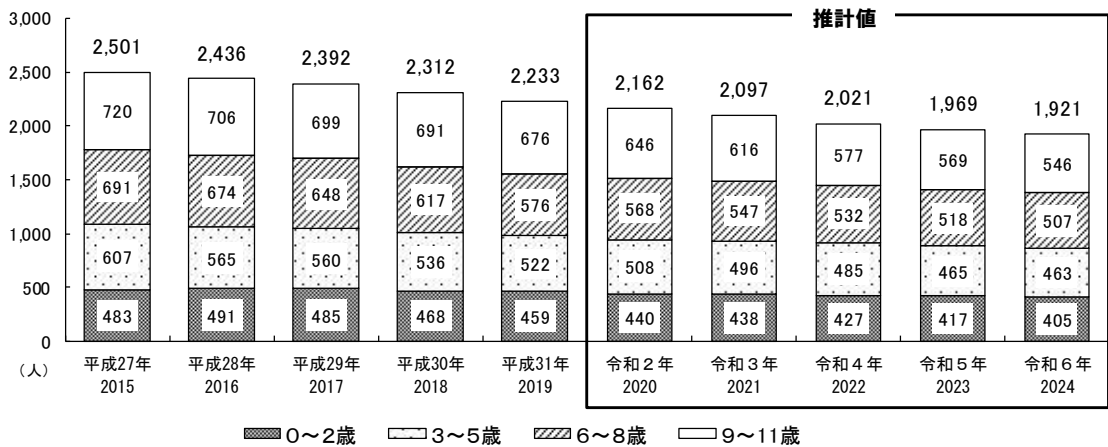
資料：国勢調査

(2) 児童人口の推移と見込み

本町の小学生までの児童人口（0～11歳）の推移をみると、平成27年の2,501人から平成31年の2,233人へと減少しています。

過去の人口動向から推計される将来の児童人口は、減少傾向で推移することが予測され、本計画の目標年である令和6年には1,921人となることが見込まれます。

児童人口の推移と見込み



※実績値は住民基本台帳人口（各年4月1日現在）。推計値はコーホート変化率法（過去の住民基本台帳人口〔平成27年～平成31年〕から婦人子ども比及び男女児性比、各コーホート間の変化率を求め、それをもとに推計する方法）で算出。

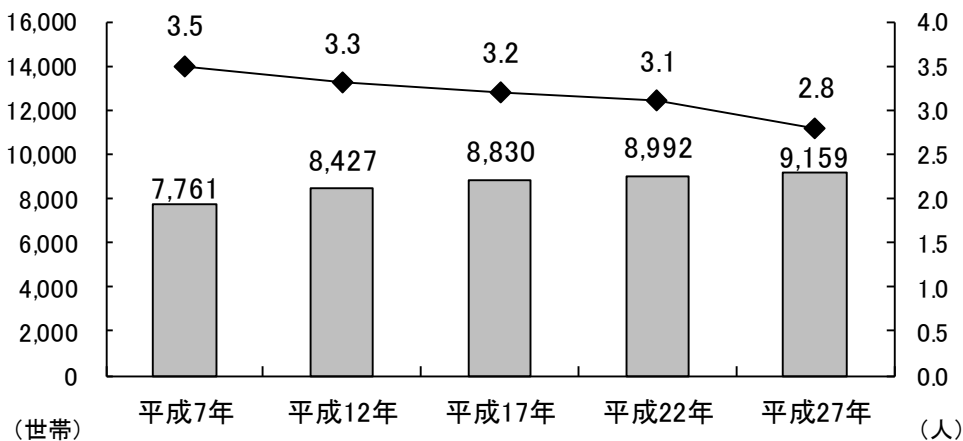
2 世帯の状況

(1) 世帯の推移

本町の世帯数は、9,159 世帯（平成 27 年国勢調査）で、近年の推移をみると平成 7 年の 7,761 世帯から一貫して増加傾向にあります。一方、一世帯あたりの人員は平成 7 年の 3.5 人から平成 27 年には 2.8 人へと減少しています。

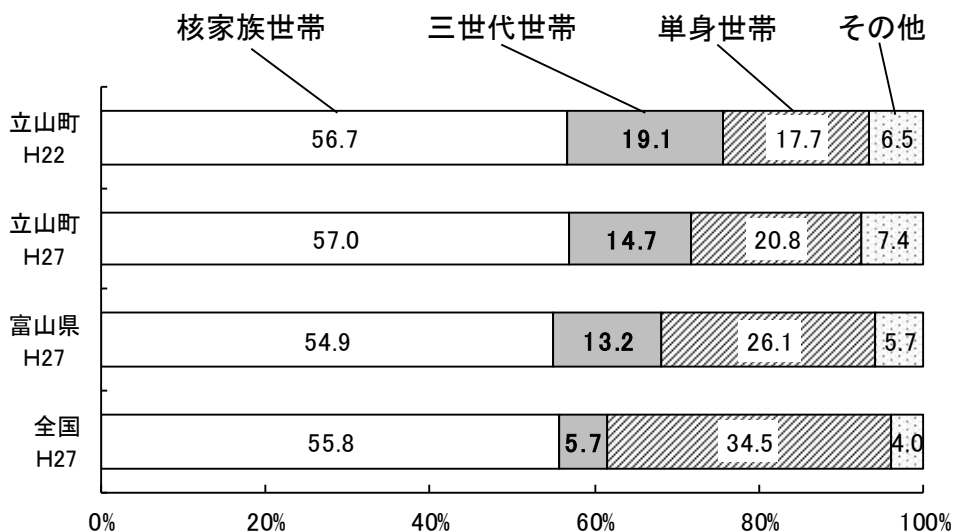
また、一般世帯（施設等の世帯を除いた世帯）の世帯構成割合（平成 27 年）を国、県と比較すると、本町は三世帯世帯の割合が国や県を上回りますが、平成 22 年と比較すると減少しています。

世帯と一世帯あたりの人員の推移



資料：国勢調査

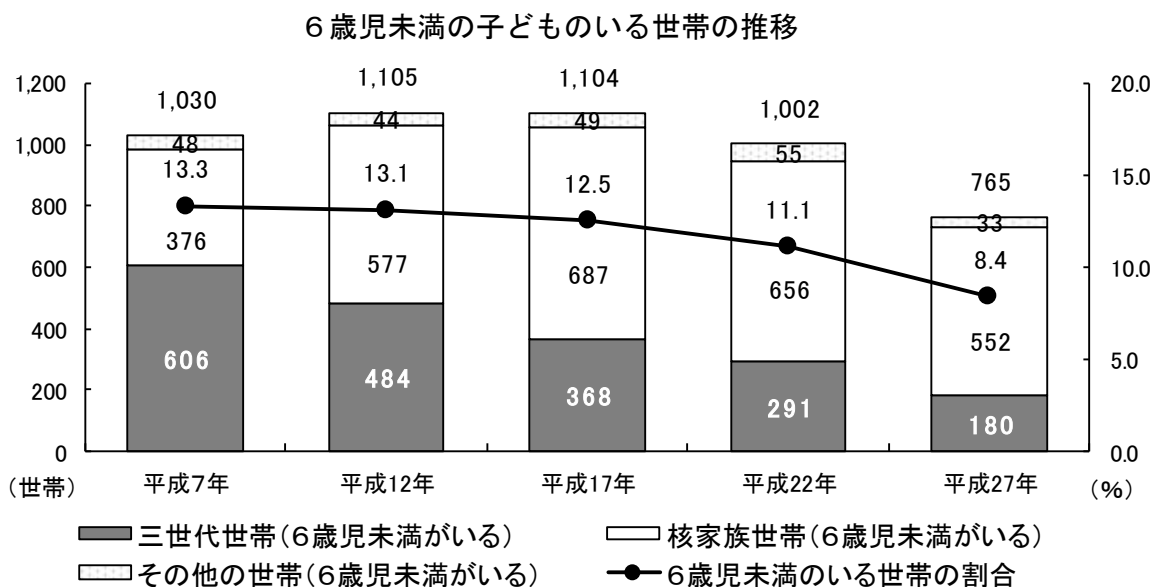
世帯構成割合の比較



資料：国勢調査

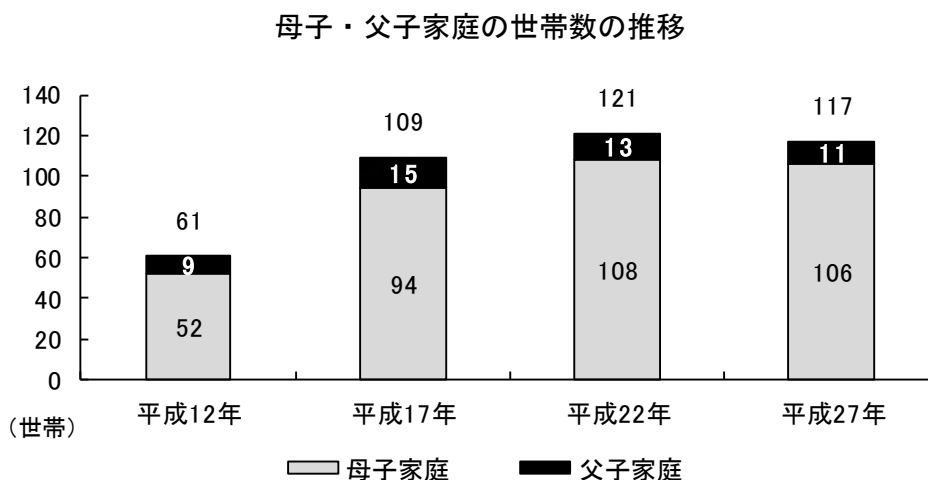
(2) 子どものいる世帯の推移

6歳児未満の子どものいる世帯の状況を見ると、平成17年以降減少傾向にあり、平成27年で765世帯となっています。また、一般世帯に占める6歳児未満のいる世帯の割合は8.4%（平成27年国勢調査）となっており、平成7年の13.3%から減少傾向で推移しています。



(3) ひとり親世帯の推移

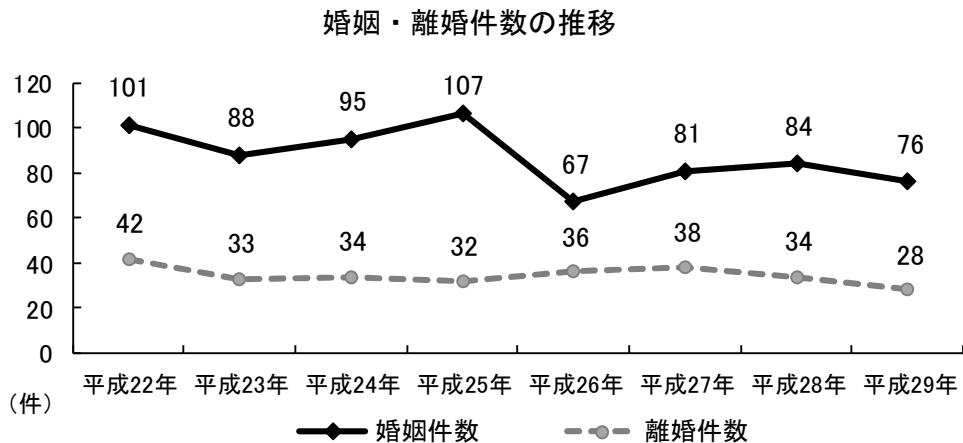
ひとり親世帯の推移を見ると、平成22年まで増加傾向にありましたが、平成27年にはやや減少して117世帯となっており、うち母子家庭106世帯、父子家庭は11世帯となっています。



3 婚姻等の状況

(1) 婚姻・離婚件数の推移

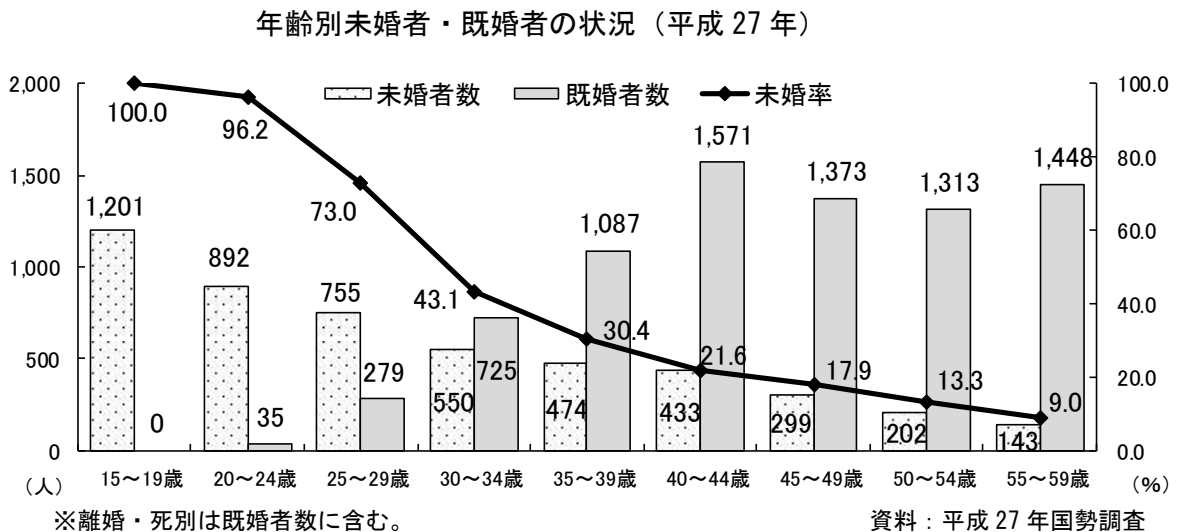
婚姻・離婚件数をみると、婚姻件数は平成25年の107件から平成26年に67件に急減しましたが、平成29年には76件となっています。また、離婚件数は平成27年以降減少傾向にあり、平成29年には28件となっています。



資料：人口動態統計

(2) 未婚者数の状況

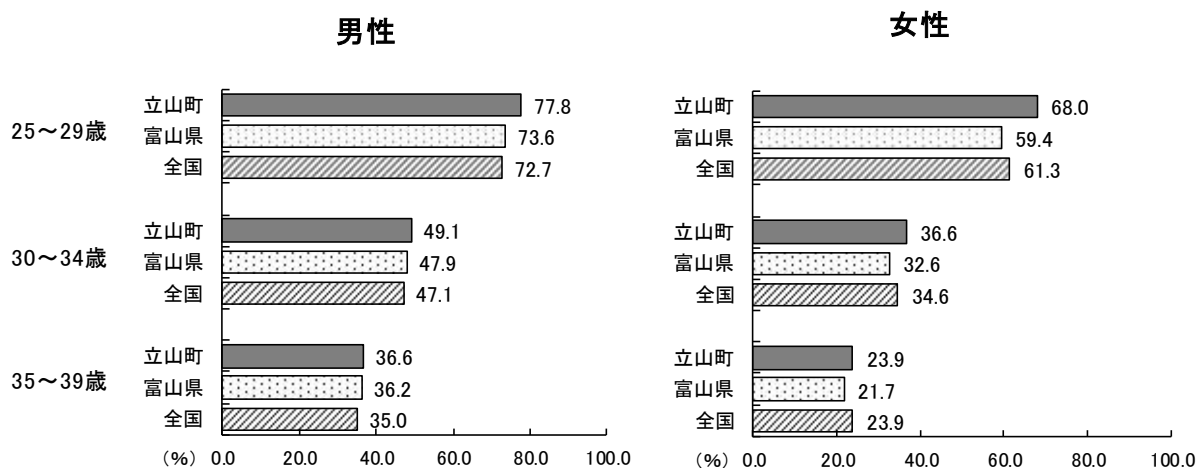
本町の年齢別の未婚者数をみると、20代後半までは未婚者数が既婚者数を上回っていますが、30代前半になると逆転し、既婚者数が未婚者数を上回ります。未婚率についても、20代後半では7割強（73.0%）ですが、30代前半では4割強（43.1%）に減少します。つまり30代前半ではおよそ6割弱が既婚者ということになり、婚姻年齢の中心層であることがわかります。



(3) 未婚者数の状況

本町の婚姻年齢の中心層である、20代後半から30代の未婚率を国・県と比較すると、男性・女性ともに、各年齢層で国・県の未婚率をおおむね上回っています。

年齢別未婚率の比較（平成27年）

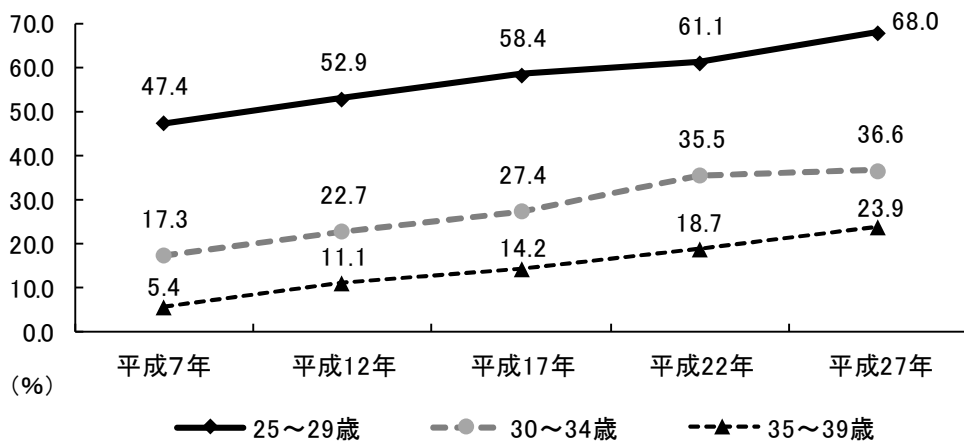


資料：平成27年国勢調査

(4) 女性の年齢別未婚率の推移

本町での、女性の年齢階層別未婚率の推移をみると、25～29歳、30～34歳、35歳～39歳ともに未婚率が上昇しており、全体的に晩婚化の傾向がうかがえます。

女性の年齢別未婚率の推移

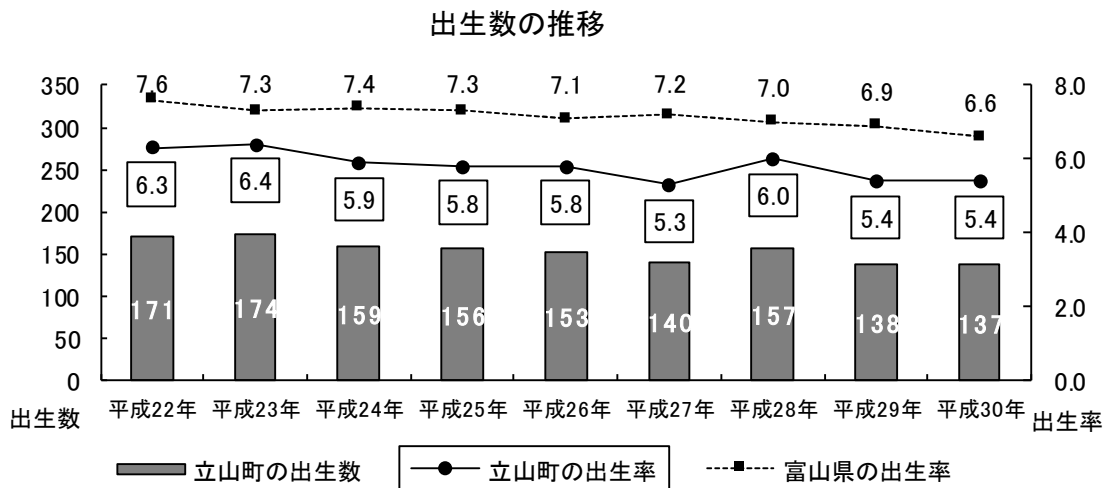


資料：国勢調査

4 出生の状況

(1) 出生数の推移

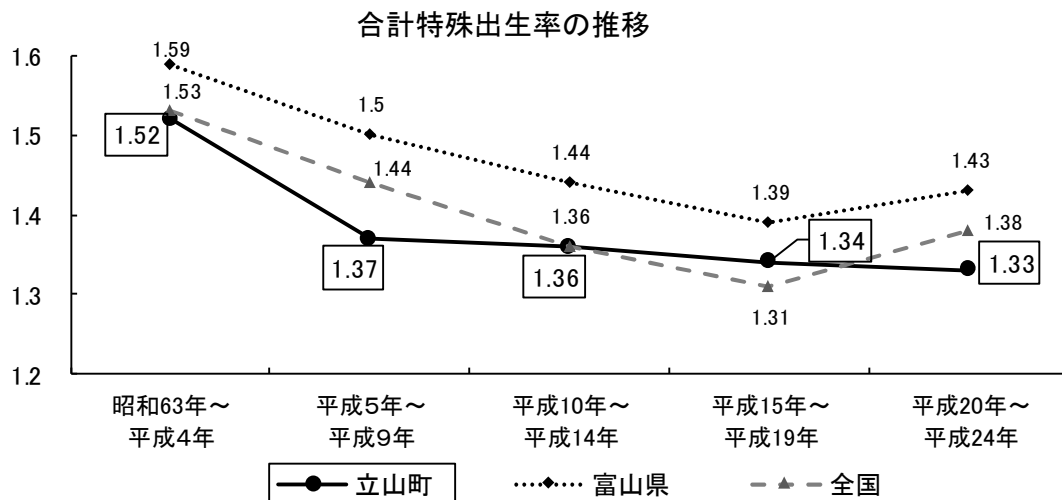
本町の出生数の推移をみると、平成30年で137人となっており、平成28年に一旦増加したものの、おおむね減少傾向にあります。また、出生率（人口千人あたりの出生数）は、県の値を下回って推移しています。



資料：人口動態統計

(2) 合計特殊出生率の推移

本町の合計特殊出生率（1人の女性が生涯に出産する子どもの数の平均）は、平成20～24年の平均合計特殊出生率で1.33と、国（1.38）、県（1.43）を下回ります。また、平成30年の立山町の合計特殊出生率は1.22となっています。



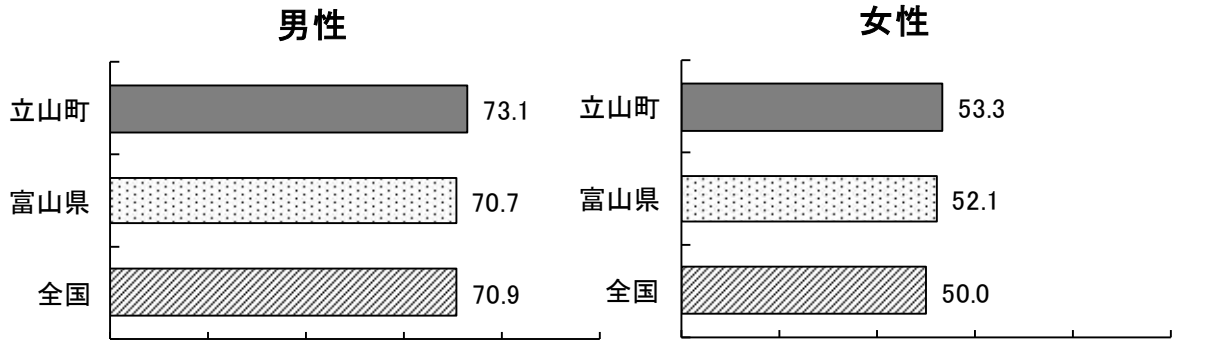
資料：人口動態統計特殊報告

5 就労の状況

(1) 労働力率の推移

本町の労働力率を国、県と比較すると（平成 27 年国勢調査）、男性、女性ともに国、県の割合を上回ります。

労働力率の比較（平成 27 年）



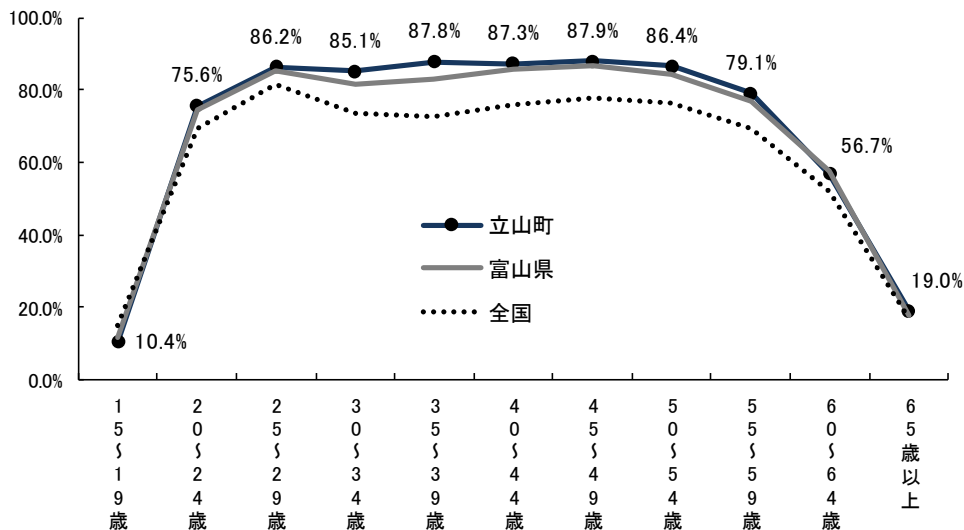
※労働力率は 15 歳以上人口（労働力状態「不詳」を除く）に占める労働力人口の割合 資料：国勢調査

(2) 女性の年齢別にみた就業の状況

本町の年齢 5 歳階級別の女性労働力率をみると（平成 27 年国勢調査）、国に比べ、本町、県は各年齢層の労働力率がおおむね高い傾向にあります。

また、国と比較して 30 代の結婚・出産・子育て期に労働力率が一旦低下する「M 字カーブ傾向」がみられず、子育て世代の母親が就業していることがうかがえます。

女性の年齢別就業率の推移（平成 27 年）



資料：国勢調査

6 住民ニーズの状況

(1) 実施内容等

本計画の策定にあたって、幼児期の教育・保育及び子ども・子育て支援の「量の見込み」を算出するため、国のモデル調査票を基本に、教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握するためにアンケート調査を実施しました。

実施内容

項目	内容
■ 調査対象	①小学校就学前児童の保護者 ②小学生児童（1年生～3年生）の保護者
■ 調査機関	平成31年1月～2月
■ 調査方法	郵送による配布・回収
■ 留意点	①比率はすべて百分率（％）で表し、小数点以下2位を四捨五入して算出しています。したがって、合計が100%を上下する場合もあります。 ②基数となるべき実数は、“n = ○○○”として掲載し、各比率はnを100%として算出しています。 ③「複数回答」とある問は、1人の回答者が2つ以上の回答を出してもよい問であり、したがって、各回答の合計比率は100%を超える場合があります。 ④「前回調査」とは平成25年12月に実施した「立山町子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査」の結果となります。

配布数・回収率

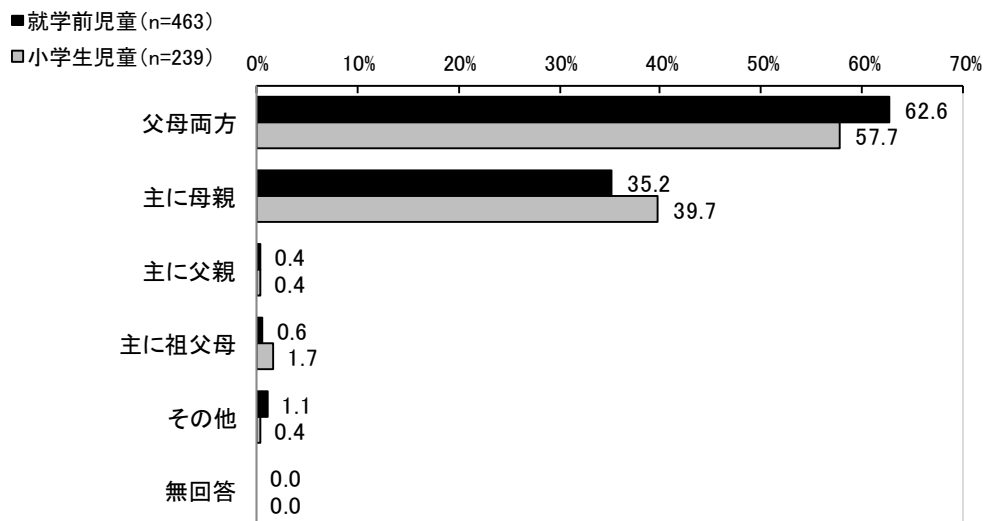
種別	配布数	回収数	回収率
就学前児童	835 票	463 票	55.4%
小学生児童	400 票	239 票	59.8%

(2) 結果概要

①子育て（教育を含む）を主にしている人

就学前児童、小学生児童ともに「父母両方」が最も多く、次いで「主に母親」が続きます。

子育て（教育を含む）を主にしている人

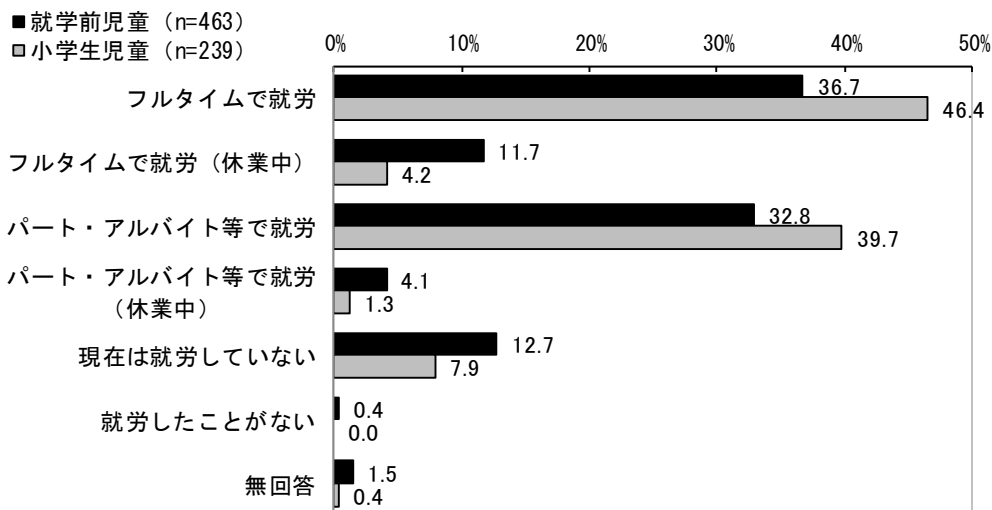


②母親の就労状況

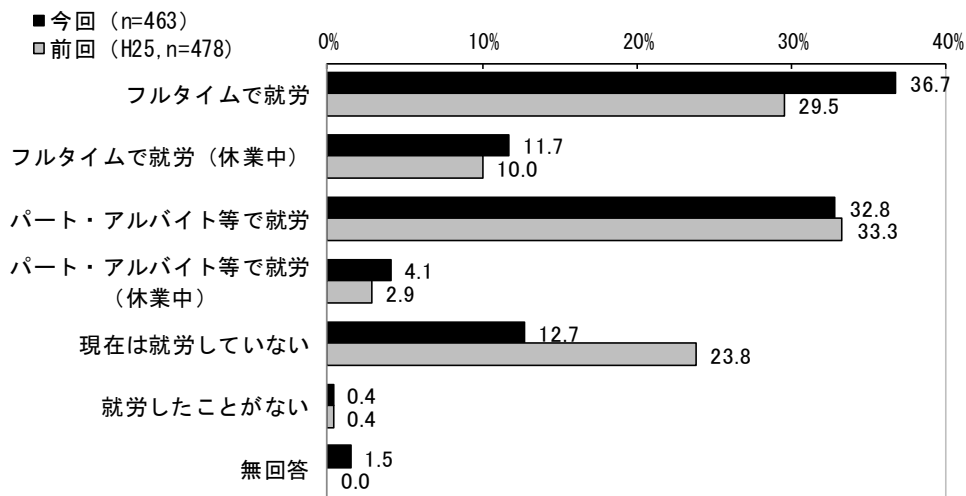
母親の就労状況は、就学前児童、小学生児童ともに「フルタイムで就労」が最も多く、次いで「パート・アルバイト等で就労」が続きます。

前回調査と比較すると、就学前児童では「現在は就労していない」が減少し、「フルタイムで就労」などが増加しています。

母親の就労状況



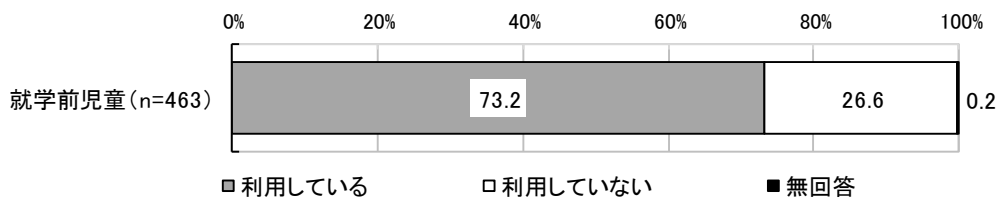
母親の就労状況：就学前児童（前回調査との比較）



③教育・保育施設の利用状況

「利用している」が73.2%、「利用していない」が26.6%となっています。これを属性別でみると、年齢層では3歳以上で99.1%が「利用している」と回答しています。母親の就労タイプでは就労している方（フルタイム、パート・アルバイト等）の利用が多くなっています。配偶者の有無では配偶者なしで「利用している」が9割を超えます。

定期的な教育・保育施設等の利用について



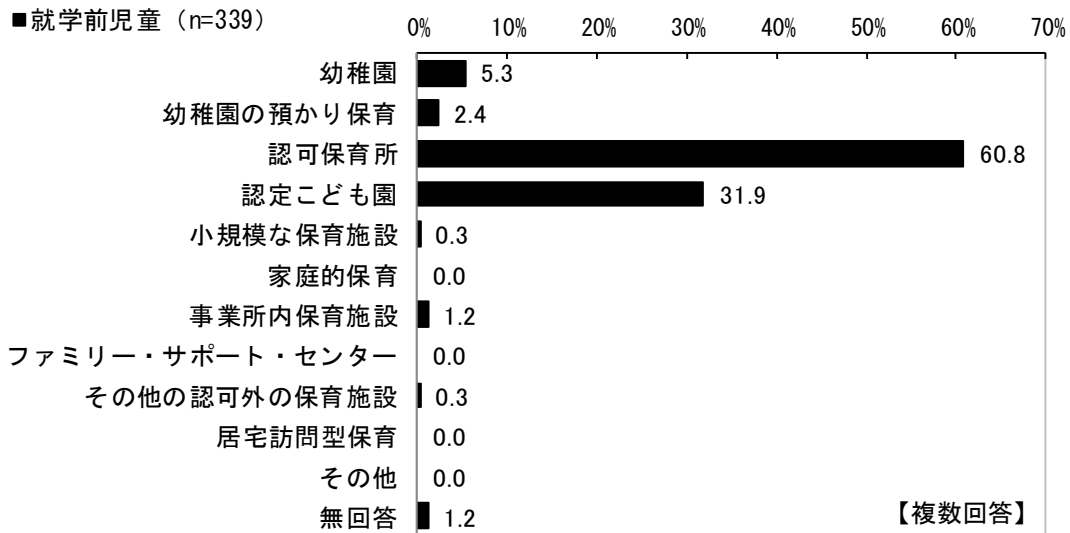
定期的な教育・保育施設等の利用について

		n	利用している (%)	利用していない (%)	無回答 (%)
全体		463	73.2	26.6	0.2
子どもの年齢層	0～2歳	221	46.6	53.4	0.0
	3歳以上	227	99.1	0.4	0.4
居住地区	立山北部	67	77.6	20.9	1.5
	立山中央	221	71.9	28.1	0.0
	高野	32	71.9	28.1	0.0
	利田	80	71.3	28.8	0.0
	日中上野	10	80.0	20.0	0.0
	釜ヶ淵	20	75.0	25.0	0.0
	立山	28	78.6	21.4	0.0
	母親の就労タイプ	フルタイム	224	73.7	25.9
パート・アルバイト	171	87.7	12.3	0.0	
就労していない	61	29.5	70.5	0.0	
配偶者の有無	配偶者あり	443	72.5	27.3	0.2
	配偶者なし	19	94.7	5.3	0.0

④利用している教育保育施設の利用状況

利用している施設等は「認可保育所」が60.8%で最も多く、次いで「認定こども園」が31.9%となっています。

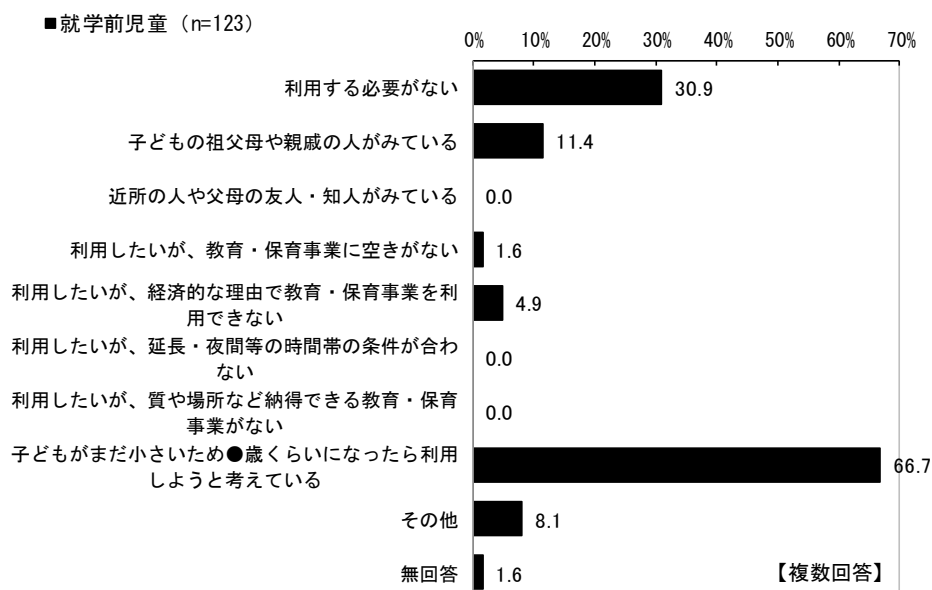
利用している教育・保育施設等について（複数回答）



④教育・保育施設等を利用していない主な理由

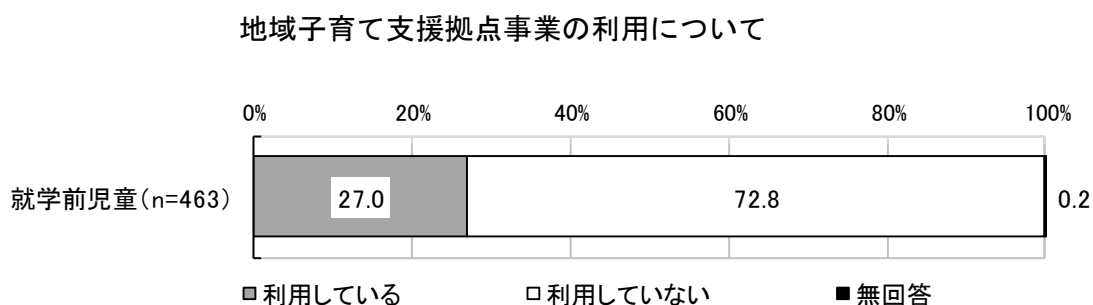
利用していない理由としては、「子どもがまだ小さいため●歳くらいになったら利用しようと考えている」（66.7%）、「利用する必要がない」（30.9%）が主な理由となっています。また、「子どもがまだ小さいため●歳くらいになったら利用しようと考えている」と回答した人に利用したい子どもの年齢をたずねたところ、「1歳」が53.7%で最も多くなっています。

教育・保育施設等を利用していない主な理由



⑤地域子育て支援拠点事業の利用について

「利用している」が27.0%となっていますが、年齢層で見ると、0～2歳で「利用している」が38.5%と4割弱となっています。また、母親の就労タイプで見ると、就労していないで「利用している」が60.7%となっています。このことから就園前の子どもを持つ母親に特に利用されていることがうかがえます。



地域子育て支援拠点事業の利用について（年齢層、母親の就労タイプ）

(%)

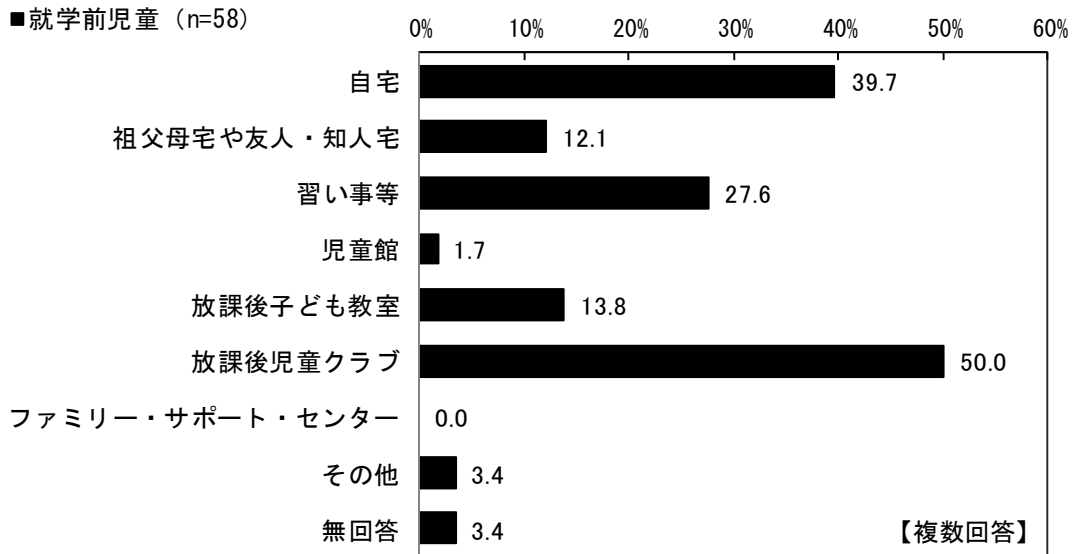
		n	利用している	利用していない	無回答
全体		463	27.0	72.8	0.2
子どもの年齢層	0～2歳	221	38.5	61.5	0.0
	3歳以上	227	15.9	83.7	0.4
母親の就労タイプ	フルタイム	224	25.9	74.1	0.0
	パート・アルバイト	171	15.8	83.6	0.6
	就労していない	61	60.7	39.3	0.0

⑥小学校就学後の放課後の過ごし方（就学前児童）

お子さんが小学校就学後に放課後をどのように過ごさせたいかをたずねたところ、「放課後児童クラブ」が50.0%で最も多く、次いで「自宅」(39.7%)、「習い事等」(27.6%)、「放課後子ども教室」(13.8%)が続きます。

母親の就労タイプで見ると、仕事を持つ親で「放課後児童クラブ」を希望する傾向が強くなっています。

小学校就学後の放課後の過ごし方（就学前児童）



小学校就学後の放課後の過ごし方（就学前児童）（母親の就労タイプ）

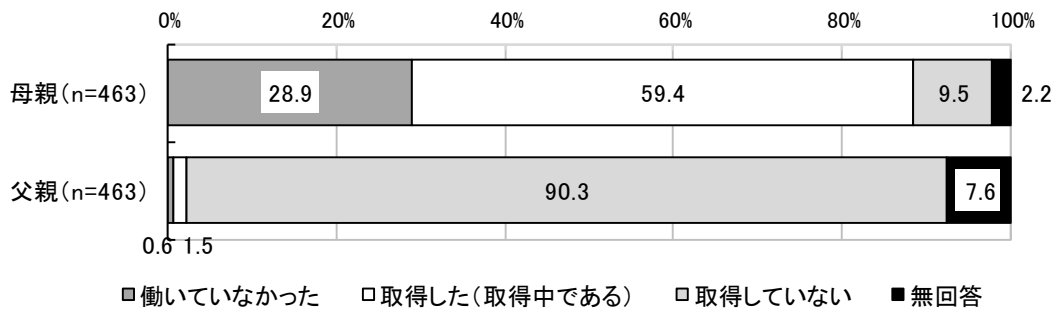
(%)

		n	自宅	祖父母宅や友人・知人宅	習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾等）	児童館	放課後子ども教室	放課後児童クラブ	ファミリー・サポート・センター	その他	無回答
全体		58	39.7	12.1	27.6	1.7	13.8	50.0	0.0	3.4	3.4
母親の就労タイプ	フルタイム	29	34.5	13.8	24.1	3.4	20.7	58.6	0.0	0.0	3.4
	パート・アルバイト	23	30.4	4.3	39.1	0.0	8.7	52.2	0.0	8.7	4.3
	就労していない	5	100.0	40.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

⑦育児休業の取得について

育児休業を「取得した（取得中である）」は、母親では 59.4%、父親では 1.5%となっており、母親の育児休業の取得は進んできていますが、父親の取得は依然低い結果となっています。

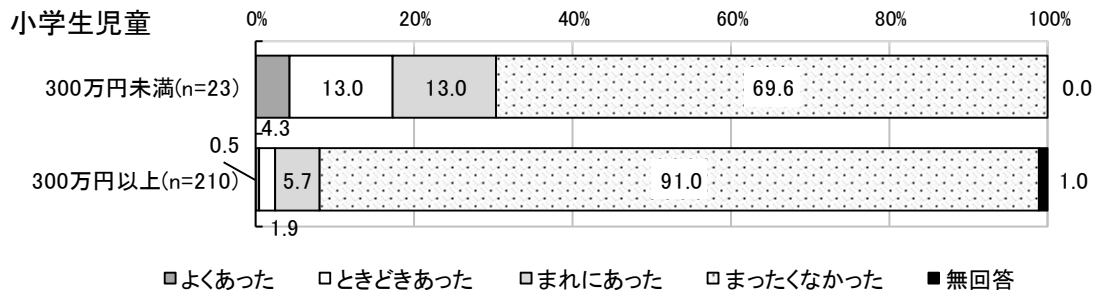
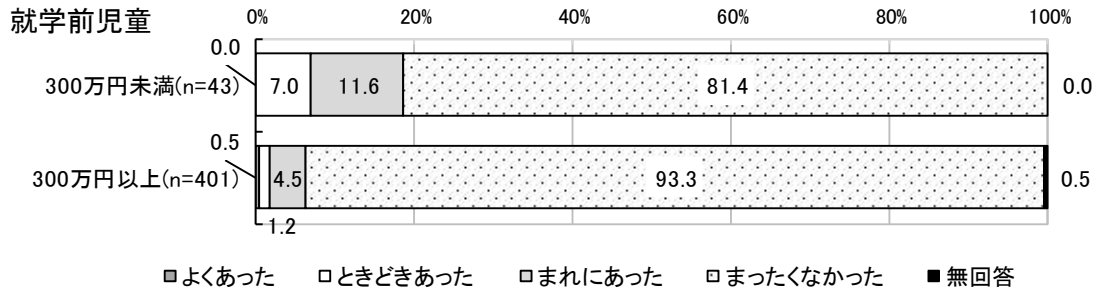
育児休業の取得について



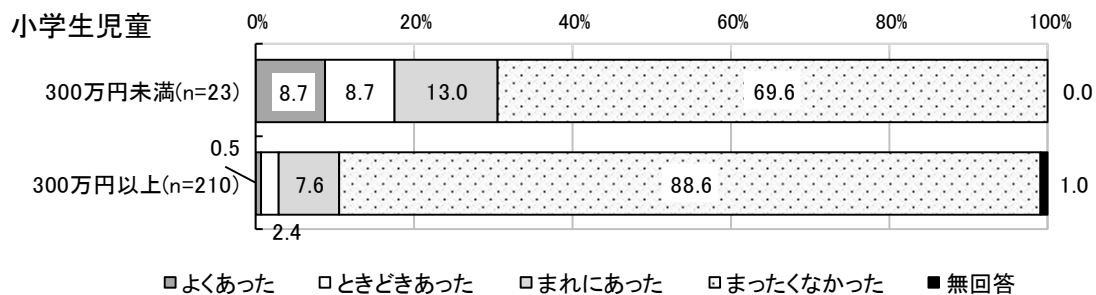
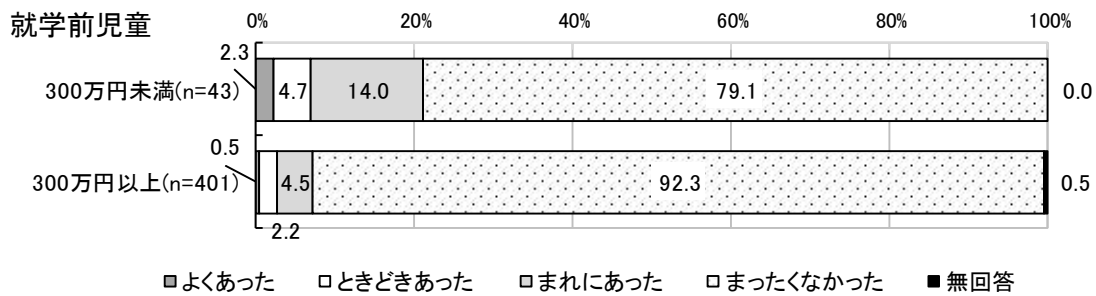
⑧食料品や衣料品が買えなかったことの有無

就学前児童、小学生児童ともに、世帯収入での300万未満では「ときどきあった」、「まれにあった」の割合が比較的多くなっています。

食料品が買えなかったことの有無（世帯収入）



衣料品が買えなかったことの有無（世帯収入）



7 対応すべき課題の整理

本町において、人口減少傾向にある中、次世代を担う子どもの育成が重要な課題となっています。本町の子どもを取り巻く状況等を踏まえ、課題等を整理すると以下のとおりとなります。

(1) 子育てと仕事の両立を支援する環境づくりについて

児童の人口が減少傾向にあり、将来的にも児童数の減少が見込まれる一方、本町では女性の就業率が高く、共働き家庭が多いと見込まれ、さらには三世帯同居世帯の割合が減少しており、子育てに係る不安や負担が増え、保育ニーズは増加していくことが予想されます。

アンケート調査においても、3歳児以上では認定こども園や保育所（園）などの教育・保育施設の利用が99.1%と非常に高くなっています。

本町においては、多様化する保育ニーズへの対応などから、町立保育所の統合と民営化を進め、教育・保育施設の充実を図るとともに、延長保育、休日保育、一時保育、障害児保育、病児・病後児保育など多様な保育サービスの提供を推進してきました。

今後も、保護者が仕事をしながら安心して子育て期間を過ごすことができるよう、教育・保育施設の充実を図り、希望する施設や制度等が利用できる環境づくりなど仕事と子育ての両立に向けた支援を充実するとともに、男女ともに育児休業を取得しやすい環境づくりを目指すために、事業所への啓発を行っていくことが必要です。

また、家庭内においては、夫婦が互いを尊重し高めあいながら仕事・家事・子育てに取り組むとともに、父親の家事や育児への参画促進を図っていくことが必要です。

(2) 妊娠・出産・子育てを切れ目なく支える環境づくりについて

本町においては、妊娠・出産・育児の総合相談窓口として「立山子育て世代包括支援センター」を開設し、相談支援体制の充実を図ってきたほか、各種母子保健事業による相談支援、地域子育て支援拠点事業による相談など子育ての不安軽減に向けた相談体制の充実を図ってきました。

今後も、妊娠期から子育て中の多くの保護者が、子育てについて不安等を抱えている中で、子育て世帯の不安感や負担感の軽減を図るため、妊娠から子育てまで切れ目のない支援体制づくりを進めることが重要です。

このため、気軽に相談ができる体制や、子育てに関する情報発信の充実を図るとともに、安心して妊娠・出産・子育てができる環境を整えられるように、母子保健事業や子育て支援事業の情報を得る機会等の充実が必要です。

(3) 地域社会における子ども・子育て支援の充実について

本町においては、年々、核家族化が進行しており、地域コミュニティの希薄化などによって、子育て家庭が孤立し、子育てへの不安感が高まっているケースが見受けられます。

本町では、地域子育て支援センターにおける各種事業、ファミリーサポート事業の実施とともに、子育て広場の開催など、身近な地域での居場所・交流の場づくりに取り組んできました。

また、放課後の子どもの居場所づくりとして、放課後児童クラブや放課後子ども教室を開設し、子どもの健全な育成を支援しています。

アンケート調査においても小学校就学後の放課後の過ごし方として、「放課後児童クラブ」が最も多い割合となっています。

今後も、子どもや親の居場所を創出し、地域や親同士のつながりを育むとともに、住民、事業者、行政などが連携し、多様な主体が子育てを支えていく地域社会を築くことにより、子どもが健やかに成長し、親が子どもを育てる喜びを実感できる環境づくりが必要です。

(4) 子どもを守る仕組みづくりについて

子育て家庭を取り巻く環境が変化し、子育てに対する不安感や負担感が高まっており、全国的に児童虐待などの相談件数が増加傾向にあります。

本町においても、子ども一人ひとりの最善の利益が尊重され、温かい地域社会をつくっていくことが必要です。

また、全国的に、ひとり親世帯数や発達に支援が必要な子どもが増加しており、子どもの貧困対策や、支援の必要な子どもを守る仕組みづくりが求められています。

本町においても、貧困率が比較的高いと指摘されるひとり親家庭が増加しており、アンケート調査においても、世帯収入が比較的低い層では食料品や衣料品が買えなかった頻度が比較的多くみられます。

今後は、これらの支援が必要な子どもやその家庭に対し、健やかに成長することのできる環境をつくっていくことが必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本的な視点

本計画では、国の指針（子ども・子育て支援法に基づく基本指針）に即しながら「第1期計画」で掲げた基本的視点を引き継ぎ、「1.子どもの視点」、「2.次世代の親づくりの視点」、「3.サービス利用者の視点」、「4.地域社会全体による支援の視点」の4つの基本的な視点に立ち、計画を策定します。

■視点1 子どもの視点

立山町の明日を担う子どもたちの幸せを第一に考え、子どもの最善の利益が保障されるよう、立山町で生まれ育っているすべての子どもたちが、家庭環境や障害の有無に関係なく、心身とも健やかに育つための環境づくりに取り組みます。

■視点2 次世代の親づくりの視点

子どもは次世代の親となるものとの認識のもとに、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取り組みを進めます。

■視点3 サービス利用者の視点

核家族化や共働き世帯の増加、流入・流出人口動態にみられる富山市との結びつきの強まりなど、社会環境の変化や価値観の多様化に伴い、子育て支援等の利用者のニーズも多様化しているため、これらのニーズに柔軟に対応できるよう、サービス利用者の視点に立った取り組みを推進します。

■視点4 地域社会全体による支援の視点

子育ての基本的役割は家庭にあるという認識のもと、地域社会の一員である子どもを健やかに育むためには、家庭はもとより地域、団体、企業、行政等がそれぞれの責務を担いながら、連携と協力を図っていくという考えに立ち、すべての子どもとその保護者を地域で支えあう体制づくりに取り組みます。

2 基本理念

本計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条に基づく計画として、国の定めた基本指針に即して、策定するものです。国の指針にある「子どもの育ちに関する理念」、「子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義」に即した「第 1 期計画」の基本理念を本計画においても継承します。

基本理念

子どもの健やかな成長と暮らしを応援する 子育てにやさしいまち 立山 ～個の子育てから輪の子育てへ～

子どもは社会の希望であり、未来をつくるかけがえのない存在です。子どもたちの心豊かで健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながるだけでなく、将来の立山町が発展するために欠かせないものであり、社会全体で取り組む必要があります。

このため、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、不安や負担を感じることなく安心して子どもを産み育てられるように、子育て支援の充実や子どもと家庭を地域全体で応援していく取り組みを推進していきます。

本計画では、「子どもの健やかな成長と暮らしを応援する子育てにやさしいまち 立山 ～個の子育てから輪の子育てへ～」を基本理念として、立山町のすべての子どもたちが、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められ、自己肯定感を持ち、健やかで心豊かに育つことができるよう、また、保護者がしっかりと子どもと向き合い、夢や喜び、生きがいを持ちながら子育てができるよう、子育てや親づくりを地域社会全体で支えるまちづくりを目指します。

3 基本目標

本町では、「第1期計画」に基づき、様々な子育て支援の施策を推進してきました。本計画の基本目標については、「第1期計画」から引き続き取り組む施策も含め、次の4項目を基本目標として設定します。

基本目標1 健やかな成長を支援する基盤づくり

両親家庭やひとり親家庭、障害のある子どもを養育している家庭など、子育てをしているすべての家庭が、安心して子育てができるよう、社会全体で子育て家庭を支える仕組みを推進します。質の高い幼児教育や保育の提供とともに、多様な保育サービスの充実を図り、子どもたちの健やかな成長を支援します。

基本目標2 明日の郷土を担う心身ともにたくましい人づくり

本町の豊かな自然と風土の中で、すべての子どもたちが心身ともにたくましく育つことができるよう、家庭、学校、地域の教育・保育力の向上に向けた取り組みを推進します。

また、すべての子どもの健やかな成長の実現に向けて、安心して妊娠・出産できる環境や、小児救急医療の充実、子どもの疾病の予防など、母子保健・医療の充実を図り、妊娠期から継続した育児支援を推進します。

基本目標3 地域の温かいまなざしに包まれて、楽しく子育てができるまちづくり

地域における子育て支援の輪を広げ、子どもたちが地域での遊び場に恵まれ、世代間の交流を自然に図れる地域社会づくりに努めます。

また、子育てをしているすべての家庭の養育者が、子育ての喜びを十分感じることができ、楽しく子育てができる環境づくりを推進します。

基本目標4 働きながら安心して子育てができるまちづくり

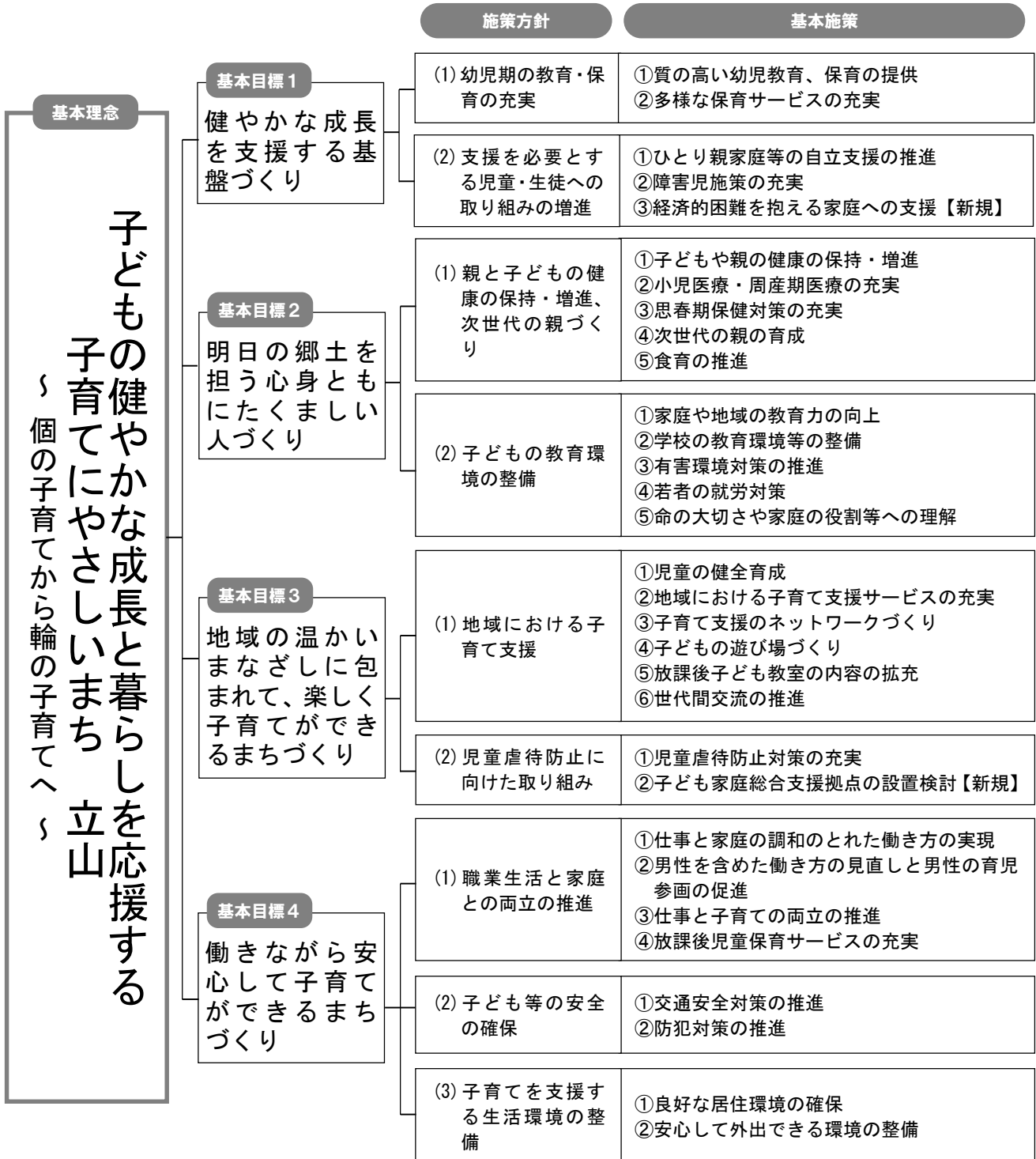
仕事と子育ての両立を支援するために、保護者のニーズに対応した保育サービスや放課後児童保育サービスの充実を推進します。

男女がともに子育てと仕事を両立できる環境の構築や、協力して家庭を築き子どもを生み育てる意識の醸成に向けた取り組み等を推進していきます。

また、子どもを交通事故や犯罪等から守るため、交通安全対策や防犯対策を推進します。

4 施策体系

本計画の施策体系



第4章 子ども・子育て支援関連施策の展開

本章では、第3章で示した計画の理念と4つの基本目標の実現に向けた主な取り組みを示します。

1 健やかな成長を支援する基盤づくり

(1) 幼児期の教育・保育の充実

現状・課題

町立保育所の統合と民営化を進め、本町には、町直営の保育所が2か所、公設民営の保育所が3か所、私立の認定こども園が2か所と町内に計7か所の教育・保育施設があり、多様化する保育ニーズへの対応するため、7か所すべてで0歳児からの保育、延長保育（5か所）、休日保育（3か所）、一時保育（5か所）、障害児保育、病児・病後児保育室「ひまわり」での病児・病後児保育の実施など多様なサービスを提供しています。しかし、核家族化や保護者の就労形態の多様化により保育サービスのさらなる充実が求められています。また、近年、保育士の確保が難しく、その対応が求められています。

主な取り組み

①質の高い幼児教育、保育の提供（重点項目）

すべての子どもが成長段階に応じた幼児期の教育・保育を受けることができるよう、教育・保育の量の確保や質の向上に努めるとともに、保育環境の整備を進めます。

施策・事業
<ul style="list-style-type: none">・保育士・幼稚園教諭等の研修の実施・ハローワークと連携した保育士確保に向けた取り組みの実施【新規】・質の高い保育士確保のための処遇改善事業の実施（町単独事業）・安心・安全な保育環境を維持管理するための施設の補修・改修の実施【新規】・地域の保育需要に応じた認定こども園の施設整備に対する補助の実施【新規】

②多様な保育サービスの充実

多様化する職業形態や勤務形態・勤務時間に対応するとともに、個々の子どもの状況に応じた保育サービスの充実を図ります。

施策・事業
<ul style="list-style-type: none">・延長保育、一時預かり保育、休日保育、年末年始保育、障害児保育、病児・病後児保育など多様な保育サービスの充実・保育所（園）、認定こども園が行う特別保育事業への財政支援の実施【新規】・医療ケアの必要な子どもの公立保育所の受け入れ体制の整備【新規】

(2) 支援を必要とする児童・生徒への取り組みの推進

現状・課題

母子家庭等のひとり親家庭における子育ては、経済的・社会的に不安定な場合が多く、自立した社会生活を送ることができるよう総合的な支援を推進しています。

また、障害のある子どもを持つ子育て家庭についても、社会的な不安を抱えており、障害のある子どもの健全な発達を支援し、地域で安心して生活できる環境の整備を推進しています。

さらに、子どもたちが、生まれ育った家庭の経済社会状況にかかわらず、健やかに成長できるよう、子どもに届く支援施策をこれまでの子育て支援施策と連動させて検討・推進していくことが求められています。

主な取り組み

①ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭の子育てにかかる経済的な負担軽減を図るため、ひとり親家庭等の医療費の助成を実施します。また、関係機関と連携し、自立した生活の確保に向け、日常生活及び就業への支援に努めます。

施策・事業
<ul style="list-style-type: none">・医療費や就学援助費の助成の維持・子育てや生活指導の相談窓口の充実・社会的自立に必要な情報提供等の充実・遺児に対する支援事業【新規】

②障害児施策の充実

特別な支援を要する子どもの健全な発達に向けて、「障害児福祉計画」に基づき、個々の発達や障害に応じた相談支援体制や療育体制、在宅福祉サービスなど、保健・医療・福祉・教育等の相互の連携を強化し、総合的な支援に努めます。

施策・事業
<ul style="list-style-type: none">・障害児の一時預かりができる富山型デイサービス施設への支援・発達障害に対する一貫した支援体制の充実・小児慢性特定疾患対策の推進

③経済的困難を抱える家庭への支援（重点項目）

家庭の経済的状況にかかわらず、子どもが健やかに成長できるよう、町・地域が協働して経済的困難を抱える家庭への支援を図ります。

施策・事業
<ul style="list-style-type: none">・一定の所得以下の世帯に係る保育所（園）、認定こども園の保育料の負担軽減【新規】・町営住宅特定公共賃貸住宅入居者への支援【新規】

2 明日の郷土を担う心身ともにたくましい人づくり

(1) 親と子どもの健康の保持・増進、次世代の親づくり

現状・課題

次世代育成においては、子どもや親の健康の確保は重要な課題であり、妊娠・出産から育児へと総合的・継続的な母子保健施策の充実が求められます。

このため、親となるために必要な知識を習得する学習機会の提供や、母子健康診査や訪問指導、保健指導等の充実に努めてきました。

健全な体と心を育成する観点から、食育の推進や学校教育等における思春期保健対策の充実に取り組んでいます。

また、小児医療は、安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境の基盤となるものであり、小児医療体制の充実に努めています。

主な取り組み

①子どもや親の健康の保持・増進（重点項目）

妊娠・出産期から子育て期に至るまで、安心して出産・育児が行えるよう、途切れない健康管理や発育への支援体制の構築に取り組みます。また、母子保健と福祉分野が相互に連携して一体的な支援体制を目指します。

施策・事業

- ・妊産婦に対する、母子健康手帳の交付、妊婦教室、パパママ教室の開催、妊産婦健康診査等を通じた妊産婦の健康管理体制の充実
- ・出産後における、乳幼児健康診査や発育発達相談会、母乳相談会、保健師による訪問指導等を通じた乳幼児及び母親の健康の保持・増進
- ・健診時要観察者、健診の未受診者の把握、及び訪問指導等の対策の強化
- ・健診の場を活用した、子育てに関する不安や悩み等に対する相談体制や、地域の仲間づくり等に関する情報提供の充実
- ・広報たてやまやホームページ、パンフレット等の活用による、子どもの疾病予防についての知識普及や、肥満・生活習慣病予防のための食生活改善や運動の大切さなどについての普及・啓発
- ・母乳育児の推進
- ・子ども医療費の助成【新規】
- ・各種予防接種の実施【新規】
- ・子どもインフルエンザ予防接種費用の助成【新規】
- ・出産された家庭への「ベビバグ」の配布【新規】

②小児医療・周産期医療の充実

母親が安心して子どもを産めるよう、周産期医療ネットワークの整備に努めます。また、不妊治療に対する支援を図ります。

施策・事業
<ul style="list-style-type: none">・「いいお産」の普及・周産期医療ネットワークの整備・富山県不妊専門相談センターとの連携推進

③思春期保健対策の充実

思春期は、一生のうちでも身体面、精神面の発達や変化が著しい時期となり、思春期の体や心の健康の問題が、生涯の健康に大きく影響することから、スクールカウンセラー等の配置など相談体制の充実とともに、思春期保健に関する教育、啓発に取り組みます。

施策・事業
<ul style="list-style-type: none">・スクールカウンセラーの適正配置による、学校教育における心身の健康に関する教育やカウンセリングの充実と、相談窓口の普及及び啓発活動・「子どもの生活習慣の改善」事業の拡充・「性」と「生」を考える思いやり教育の充実・「子どものことを何でも相談できる子育て支援ワンストップサービス」の拡充

④次世代の親の育成

幼児とのふれあい体験を通じて、将来の自分の生き方を見つめ、家庭生活を営む意義の自覚を促し、社会性を育む教育に努めます。また、家庭的責任を男女がともに担うよう啓発活動に努めます。

施策・事業
<ul style="list-style-type: none">・学校教育における総合的な学習や体験学習などを通して保育所（園）や認定こども園とのふれあう機会の充実・中・高校生を対象とした出産・子育てについての理解を深める学習や、学習指導要領に基づく男女共同参画社会の学習機会の充実

⑤食育の推進

乳幼児期からの発達に応じた食の指導を充実させるとともに、食育活動の充実や食に関する情報の提供を図ります。また、保育所（園）・認定こども園・学校において食育を推進し、正しい食習慣の定着を図ります。

施策・事業

- ・学校給食における、栄養職員によるバランスのとれた献立作成や地場産野菜の導入、偏食・欠食防止のための栄養教育の実施
- ・保育所（園）における素材の持ち味を生かした献立の工夫や、むし歯予防や偏食予防などの健康教育の実施
- ・保育所（園）における身近な野菜づくり、保護者への給食だよりの発行などを通じた、乳幼児からの心身の健全な育成を図る取り組みの実施
- ・乳幼児健診や教室における保護者への食育の啓発活動

（２）子どもの教育環境の整備

現状・課題

近年の少子化、核家族化の影響により、乳幼児に接する機会が少ないまま親になる世代が増えていることから、乳幼児と児童のふれあう機会の充実や、子どもたちが育児や子育て等の楽しさ、大切さについて考える取り組みなどを推進してきました。

また、子どもたちが個性豊かに生きる力を伸ばしていくことができるよう、学校の教育環境等の整備や家庭における教育機能の向上に努めるとともに、家庭・学校・地域社会が連携を図りながら、子どもたちの健全育成に向けた取り組みを推進しています。

主な取り組み

①家庭や地域の教育力の向上

あらゆる機会を通じて家庭教育力の向上を含め幼児教育の充実を図るとともに、保護者への相談体制・情報提供体制の充実を図ります。

施策・事業

- ・保護者への家庭教育かわら版「ほっとタイムス」の配布
- ・行政と民間の連携による自然体験、生活体験、異世代交流体験等の地域活動の推進
- ・「社会に学ぶ14歳の挑戦」など、地域や企業がともにサポートする取り組みの推進
- ・乳幼児養育家庭に対する、子どもの成長段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報提供の充実
- ・地域住民による子どもの基本的な生活習慣の形成促進

②学校の教育環境等の整備

次世代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を伸ばすことのできる教育環境づくりとともに、子どもが自ら考え、主体的に判断し、行動できるような学習機会の充実を図ります。また、信頼される学校づくりや地域の学校支援活動の充実など地域に開かれた学校づくりに努めます。

施策・事業
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所（園）・認定こども園の連携、就学前教育・保育と小学校の連携の推進・拡充 ・ 親子農林漁業体験活動の推進 ・ 「生きる力」の育成 ・ 地域に開かれ信頼される学校づくり ・ 学校における体験活動を通じた豊かな人間性の育成 ・ 地域ボランティア活動の推進 ・ 青少年の自立を支援する体験活動の充実 ・ 放課後学習教室 ・ 中学校土曜教室

③有害環境対策の推進

青少年育成団体活動の支援、子どもを取り巻く有害な環境の浄化に取り組みます。

施策・事業
<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭や学校における有害情報対策と指導の徹底 ・ 町、警察、及び住民一人ひとりが一体となった、子どもの健全育成に有害な環境の浄化活動

④若者の就労対策

様々な職場体験活動やキャリア教育の推進を通じて、職業観や勤労観に対する意識の醸成を図ります。

施策・事業
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「社会に学ぶ 14 歳の挑戦」事業の推進 ・ 初等中等段階におけるキャリア教育の推進 ・ キャリア探索プログラムの推進 ・ 職業体験（インターンシップ）の推進

⑤命の大切さや家庭の役割等への理解

生命の大切さについての意識を深めるとともに、家庭生活を営む意義の自覚を促し、社会性を育む教育に努めます。

施策・事業
<ul style="list-style-type: none"> ・ 乳幼児とふれあう機会の拡大 ・ 生命の大切さや家庭の役割に関する学校教育の充実 ・ 安心して子どもを産み育てることができる社会について地域住民や関係者が参加してともに考える機会の提供 ・ 家庭教育に関する学習機会や情報の提供推進 ・ I C Tを活用した家庭教育支援手法の普及

3 地域の温かいまなざしに包まれて、楽しく子育てができるまちづくり

(1) 地域における子育て支援

現状・課題

流入・流出人口動態にみられる富山市との結びつきの強まりや核家族化の進行に伴い、近隣関係が希薄化するとともに、子育てを支える地域社会の結びつきや子どもに対する目配りも希薄化しつつあり、育児の孤立化を招く要因となってきました。

このため、育児の孤立化を防止し、すべての子育て家庭を地域全体で支えていく取り組みが必要となっており、地域の子育てサークルや各種団体、子育てボランティア、地域の高齢者等といった地域住民による子育て支援の基盤づくりを推進してきました。

主な取り組み

①児童の健全育成

立山町青少年育成町民会議を中心に家庭、学校、地域、警察などの関係機関と連携し、いじめ・非行などの問題行動に対応する相談・支援体制の充実・強化を図ります。

施策・事業

- ・立山町青少年育成町民会議を中心に、大人が子どもたち一人ひとりを温かく見守りながら、励ましや助言を行い、地域の連帯感や教育力を高めていく取り組みの推進・拡充

②地域における子育て支援サービスの充実

各種地域子ども・子育て支援事業の充実を図るとともに、保育所（園）、児童館など既存施設の活用を通じて、身近な地域での子育て支援サービスの充実を図ります。

施策・事業

- ・地域子育て支援拠点事業の充実
- ・ファミリー・サポート・センターの充実
- ・にこにこ広場の充実
- ・乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業の継続実施

③子育て支援のネットワークづくり

地域における子育て支援を推進するため、関係団体や地域住民が協働して、子育てを支援するネットワークづくりに努めます。

施策・事業
<ul style="list-style-type: none">・関係者等のネットワークの構築・子育てボランティア、NPOや子育てサークルの発掘・育成・ホームページ、保育所（園）だよりを活用した子育て支援に関する情報の発信

④子どもの遊び場づくり

既存公園の遊具の点検・管理を徹底するとともに、安全で利用しやすい環境づくりに努めます。

施策・事業
<ul style="list-style-type: none">・立山町総合公園 静的ゾーンの維持・活用促進・グリーンパーク吉峰 大型遊具の維持・活用促進・富山県常願寺川公園の活用促進・まちなかキッズステーションの実施【新規】・立山町子育て支援センター 遊具の維持・活用促進【新規】

⑤放課後子ども教室の内容の拡充

放課後に小学校施設等を活用して、子どもたちの居場所を確保し、地域の方々と一緒に様々な学習・体験・交流活動等を行う放課後子ども教室の内容の拡充を図ります。

施策・事業
<ul style="list-style-type: none">・放課後子ども教室の内容の拡充

⑥世代間交流の推進

子育て中の親の孤独感や不安感を緩和するため、世代間交流等を推進することで、地域の子育て力の向上を図ります。

施策・事業
<ul style="list-style-type: none">・老若男女の地域住民の主体的な子育て支援活動、交流活動の促進・三世代同居を目的とした孫守り推奨補助金交付事業の実施【新規】・三世代住宅取得への支援の実施【新規】

(2) 児童虐待防止に向けた取り組み

現状・課題

児童虐待は、子どもの心身の成長及び人格の形成に大きな影響を与え、迅速かつ適切な対応が求められます。また、児童虐待の背景には、親の貧困や病気などの様々な問題がある場合も多く、それらの課題もあわせて解決する必要があります。引き続き関係機関との連携を密にし、児童虐待の早期発見から・早期対応、継続した支援に至るまでの総合的な支援体制の充実が求められています。

主な取り組み

①児童虐待防止対策の充実（重点項目）

養育に問題を抱えるリスクの高い家庭を妊娠期から早期に把握し、養育支援が必要な家庭に対する相談、情報提供、訪問支援等に取り組みます。また、立山町要保護児童対策地域協議会の参加機関との連携を強化し、児童虐待の早期発見・早期対応に努めます。

施策・事業
<ul style="list-style-type: none">・虐待防止ネットワークの強化・育児支援家庭訪問事業の推進・虐待対応のための協力医療機関の充実・虐待に関する最新の知見の集積及び調査・研究・要保護児童対策地域協議会における代表者会議、実務者会議、個別ケース会議等の実施・児童虐待、DV防止啓発の実施【新規】

②子ども家庭総合支援拠点の設置検討（重点項目）

子どもとその家庭等を対象とした実情の把握、子どもに関する専門的な相談対応、必要な支援の実施など、児童虐待防止の中核となる子ども家庭総合支援拠点の設置について検討します。

施策・事業
<ul style="list-style-type: none">・子ども家庭総合支援拠点の設置検討【新規】

4 働きながら安心して子育てができるまちづくり

(1) 職業生活と家庭との両立の推進

現状・課題

女性の社会進出や就労形態の多様化に伴い、保育所や放課後児童クラブを利用する子育て家庭のニーズが多様化しています。

このため、これらのニーズに対応し、利用しやすい保育サービスや放課後児童保育サービスの提供に努めてきました。

一方、仕事と子育ての両立を図るためには、仕事と家庭のバランスがとれるような多様な働き方の選択や働き方の見直しが必要となっており、職場や地域等における固定的な役割分担意識の解消や職場優先の意識是正に向けた啓発普及並びに情報提供等の取り組みを推進しています。

主な取り組み

①仕事と家庭の調和のとれた働き方の実現

仕事と生活の調和の実現に向けた理解と働き方の見直しを進めるため、「イクボス宣言」や「とやま働き方改革行動宣言」等の趣旨について、企業等の理解や意識啓発を図り、男女がともに働きやすく、子育てがしやすい職場環境づくりを促進します。

施策・事業

- ・一般事業主行動計画の策定・実施の啓発
- ・仕事と家庭の調和のとれた働き方の実現
- ・仕事と生活の調和キャンペーン（短時間集中型の働き方の普及）

②男性を含めた働き方の見直しと男性の子育て参画の促進

仕事優先の企業風土を見直すため、関係機関と連携しながら、育児休業制度など国の各種制度等の周知を図るなど、企業における子育て支援に配慮した企業活動への働きかけを行います。また、家庭における男女共同参画を促進するために、家庭的責任を男女がともに担う意識の啓発活動に努めます。

施策・事業

- ・フレックスタイム制・短時間勤務等の普及・促進
- ・育児休業制度の普及・促進
- ・看護休暇制度の普及・促進
- ・父親対象の育児教室の充実

③仕事と子育ての両立の推進

育児・介護休業制度の普及・啓発や、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を促進するため、その普及に向けた支援等を進めます。また、保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設を利用できるよう、産休・育休中の保護者に対して情報提供や相談支援を行います。

施策・事業
・ 育児休業制度の定着 ・ 育児のための短時間勤務制度の活用など

④放課後児童保育サービスの充実

女性の就業率の上昇等に伴い、共働き家庭等では、児童の小学校就学後における放課後等の居場所の確保という問題に直面する「小1の壁」が課題となっており、小学校児童の放課後の居場所づくりとして、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の充実に努めます。

施策・事業
・ ニーズに見合ったサービス提供体制の検討

(2) 子どもの安全の確保

現状・課題

子どもを交通事故や犯罪等から守る取り組みがますます必要とされています。

このため、交通事故については、警察や学校、地域、交通指導員等と連携した協力体制の強化や交通安全教育の徹底に努めています。また、道路管理者と連携して危険か所へのカーブミラー及びガードレール等の設置を行ってきました。

また、警察等関係機関や地域、家庭、職場が連携を図りながら、子どもを犯罪等の被害から守るための活動を推進しています。あわせて、心身ともに未成熟な子どもが犯罪、いじめ、児童虐待等の被害に遭った場合のサポート体制の整備についても取り組んでいます。

主な取り組み

①交通安全対策の推進（重点項目）

関係機関と連携し、通学路や交通量の多い道路等、子どもにとって危険な場所の把握・対策に努めるとともに、子どもたちの交通安全知識の向上を図ります。また、乳幼児の事故防止に向け、様々な機会を捉えた啓発活動を行います。

施策・事業
<ul style="list-style-type: none">・歩道の整備や幅員の狭い道路の拡幅整備・街頭指導及び交通安全教育の実施・学校等における「交通安全教室」の開催・通学路、保育所（園）散歩コースの安全点検の実施【新規】

②防犯対策の推進

子どもが被害者となる犯罪を未然に防ぎ、子どもが安全に暮らせる環境づくりに向け、犯罪が起こりにくい環境整備とともに、防犯パトロールや子どもの見守り活動など、地域住民が主体となった地域の防犯活動を支援します。また、被害にあった子どもの保護に努めます。

施策・事業
<ul style="list-style-type: none">・「地域安全ニュース」の全戸配布・不審者問題への対応強化・ふれあい地域安全パトロール車などを中心とした防犯パトロールの継続・強化・子どもに対するカウンセリング実施や家族に対する助言ときめ細かな支援・問題を抱える児童・生徒及び保護者へのスクールソーシャルワーカーによるカウンセリング・防犯カメラ・防犯灯設置補助の実施【新規】

(3) 子育てを支援する生活環境の整備

現状・課題

本町の優れた特性である豊かな自然環境のもとで、子どもたちがのびのびと健やかに育つことができるよう、子育てにやさしいまちづくりを進めてきました。

その一環として、子どもたちが安全に安心して遊ぶことができる公園・広場の整備や、安全な道路環境の整備、子育てに配慮した住環境の向上に努めています。

また、公共施設や公共空間のバリアフリー化を推進し、妊産婦や乳幼児連れの親など、あらゆる人たちが快適に安心して外出できる環境づくりを推進しています。

主な取り組み

①良好な居住環境の確保

町営住宅の適切な維持管理、長寿命化を進めるとともに、空家情報の提供など良好な住まいの確保を図ります。

施策・事業

- ・ 余裕を持って子育てに臨むことを目的とした町営住宅入居者への支援（通学費補助等）
- ・ 持ち家希望者に対する空家情報提供の充実
- ・ 地域の実情を踏まえた居住環境の整備

②安心して外出できる環境の整備

安全な道路環境の整備をはじめ、公共交通機関や公園等のバリアフリー化、ユニバーサルデザインに配慮した整備を図ります。

施策・事業

- ・ 歩行空間、公共交通機関、公園、河川空間等のバリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進
- ・ あんしん歩行エリアの整備
- ・ カーブミラーの設置

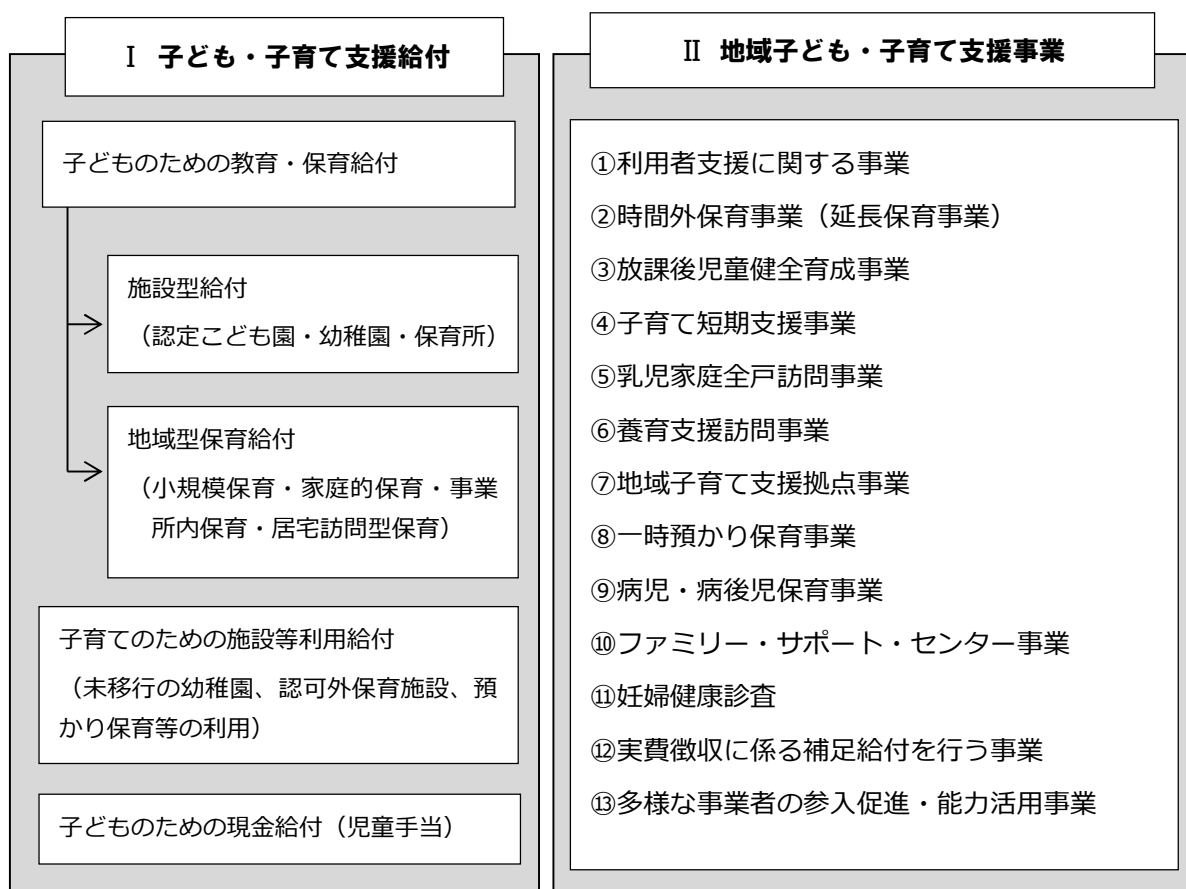
第5章 子ども・子育て支援の具体的事業目標

1 子ども・子育て支援新制度における給付・事業の全体像

子ども・子育て支援新制度は大きく「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に分かれ、市町村が実施主体とされています。また、幼児教育・保育の無償化により、子育てのための施設等利用給付が新設され、施設等利用費が支給されます。

また、「地域子ども・子育て支援事業」は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業で、子ども・子育て支援法で13事業が定められており、各事業について、量の見込みや確保方策を設定する必要があります。

子ども・子育て支援新制度における給付・事業の全体像



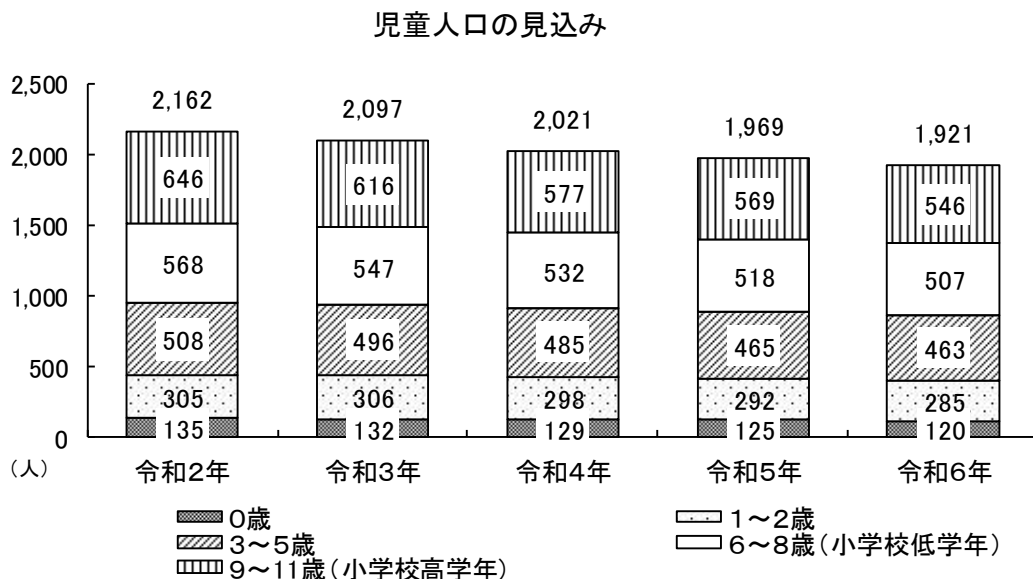
2 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第 61 条により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況を総合的に勘案して教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域を設定し、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示さなければならないとされています。

本町においては、子どもの人数と現実の利用状況を踏まえ、教育・保育提供区域を全町一体として定め、ニーズ量の見込みを行い、確保方策を図ることとします。

3 児童人口の見込み

本計画の計画期間における児童人口（0～11歳）は、今後も減少傾向で推移することが見込まれます。



※推計値はコーホート変化率法（過去の住民基本台帳人口〔平成 27 年～平成 31 年、各年 4 月 1 日現在〕から婦人子ども比及び男女児性比、各コーホート間の変化率を求め、それをもとに推計する方法）で算出。

4 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 認定区分等

子どものための教育・保育給付や子育てのための施設等利用給付の利用を希望する保護者は、利用のための認定（保育の必要性の認定）を受ける必要があります。認定は6つの区分となっており、認定に応じて施設や事業などの利用先が異なります。

認定区分

支給認定区分		対象となる子ども	利用できる主な施設・事業
教育・保育給付	1号認定	新制度幼稚園等のみを希望する満3歳以上の就学前の子ども	幼稚園 認定こども園（教育時間）
	2号認定	満3歳以上で保護者の就労などにより、家庭での保育が困難な子ども	認可保育所（園） 認定こども園
	3号認定	満3歳未満で保護者の就労などにより、家庭での保育が困難な子ども	認可保育所（園） 認定こども園 地域型保育事業
施設等利用給付	新1号認定	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、新2号認定子ども・新3号認定子ども以外のもの	幼稚園、特別支援学校等
	新2号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前子どもであって、保護者の就労などにより、家庭での保育が困難な子ども	認定こども園、幼稚園、特別支援学校（満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号）
	新3号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもであって、保護者の就労などにより、家庭での保育が困難な子どものうち、保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの	認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（2歳児まで新3号、3歳児からは新2号）

(2) 認定基準

保育の利用については、保育を必要とする事由、保育を必要とする時間（保護者の就労時間）、その他に優先すべき事情などにより、総合的に判断を行います。

認定基準

<p>■ 保育を必要とする事由 就労・妊娠・出産・保護者の疾病・障害・同居親族等の介護・看護等</p> <p>■ 保育時間 主にフルタイムの就労を想定した長時間利用である「保育標準時間」及び主にパートタイムの就労を想定した短時間利用である「保育短時間」の2種類</p> <p>■ 入所を優先する事情 ひとり親家庭・生活保護世帯・虐待やDVのおそれがあるなど社会的養護が必要な場合など</p>

(3) 確保の内容及び実施時期

幼児期の教育・保育の量の見込みについては、国の示した計算式で算出するとともに、実態から大きくかい離したサービスについては、これまでの利用実績、アンケート調査結果、人口推計等から認定区分ごとの量の見込みを算出しました。

確保方策（供給体制）については、平成 31 年 4 月 1 日現在、保育所（園）が 5 か所、認定こども園が 2 か所となっています。

供給体制については、量の見込みに対する供給が可能となっており、今後も供給体制の確保に努めます。

教育・保育の「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

1号認定（新制度幼稚園等のみを希望する満3歳以上の就学前の子ども）

			令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
①量の見込み			70人	68人	66人	64人	63人
②確保内容	特定教育・ 保育施設	町内（認定こども園）	105人	105人	105人	105人	105人
		町外（認定こども園）	10人	10人	10人	10人	10人
		計	115人	115人	115人	115人	115人
	確認を受けない幼稚園		0人	0人	0人	0人	0人
	合計		115人	115人	115人	115人	115人

2号認定（満3歳以上で保護者の就労などにより、家庭での保育が困難な子ども）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		458人	444人	426人	409人	409人
②確保内容	特定教育・保育施設	町内（保育所等）	440人	440人	440人	440人
		町外（保育所等）	20人	20人	20人	20人
		計	460人	460人	460人	460人
	幼稚園+預かり保育	0人	0人	0人	0人	
	企業主導型保育施設の地域枠	0人	0人	0人	0人	
	合計	460人	460人	460人	460人	

3号認定（満3歳未満で保護者の就労などにより、家庭での保育が困難な子ども）

0歳

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		76人	74人	73人	71人	68人
保育利用率		57.8%	59.1%	60.5%	62.4%	65.0%
②確保内容	特定教育・保育施設	町内（保育所等）	60人	60人	60人	60人
		町外（保育所等）	15人	15人	15人	15人
		計	75人	75人	75人	75人
	地域型保育	小規模保育	0人	0人	0人	0人
		家庭的保育	0人	0人	0人	0人
		事業所内保育	0人	0人	0人	0人
		計	0人	0人	0人	0人
	認可外保育施設	0人	0人	0人	0人	
	企業主導型保育施設の地域枠	3人	3人	3人	3人	
合計	78人	78人	78人	78人		

※保育利用率：利用定員数（確保内容の合計）÷子どもの推計人口

1～2歳

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		253人	253人	245人	240人	235人
保育利用率		84.6%	84.3%	86.6%	88.4%	90.5%
②確保内容	特定教育・保育施設	町内（保育所等）	240人	240人	240人	240人
		町外（保育所等）	15人	15人	15人	15人
		計	255人	255人	255人	255人
	地域型保育	小規模保育	0人	0人	0人	0人
		家庭的保育	0人	0人	0人	0人
		事業所内保育	0人	0人	0人	0人
		計	0人	0人	0人	0人
	認可外保育施設	0人	0人	0人	0人	
	企業主導型保育施設の地域枠	3人	3人	3人	3人	
合計	258人	258人	258人	258人		

※保育利用率：利用定員数（確保内容の合計）÷子どもの推計人口

(4) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、給付方法について検討します。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導・監督等については、富山県に対して協力を要請することができることを踏まえ、富山県との連携や情報共有を図りながら、適切な取り組みを進めていきます。

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

令和2年度から5年間における量の見込みについては、教育・保育と同様に、原則、国から示された「算出の手引き」に基づき推計しました。ただし、国の基本指針において「地域の実情にあわせて見込むことが可能」とされていることから、国の手引きによる量の見込みが実態と大きくかい離した場合には、アンケート調査結果や過去の実績値から量の見込みを算出しました。

量の見込みに対応した、提供体制の確保方策やその実施時期を以下のとおり定め、各年度の進捗管理を図ります。

(1) 利用者支援に関する事業

事業内容

利用者支援に関する事業は、教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等の利用について情報収集と提供を行うとともに、子ども又は保護者の相談に応じ、必要な情報提供・助言をし、関係機関との調整を行う事業です。事業形態は以下の3種類があります。

事業形態
・基本型（独立した事業として行われている形態）
・特定型（行政の一環として行われる側面が強い形態）
・母子保健型（保健師等の専門職により保健センター等において行われる形態）

現 状

平成29年4月から、立山町保健センター内に「立山町子育て世代包括支援センター」を開設し、多様化する相談内容やニーズに対し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない、きめ細やかな支援を行う拠点として子育て支援を実施しています。

量の見込みと確保内容

利用者支援に関する事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み					
基本型・特定型	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
母子保健型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②確保内容	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

確保方策

妊娠期から子育て期の様々な悩み等に対応するため、引き続き保健師等が妊産婦等への相談支援を実施し、切れ目のない、きめ細やかな支援体制を構築するとともに、医療機関や関係機関と連携した支援を図ります。

(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

事業内容

時間外保育事業は、保育認定を受けた児童について、保護者の就労時間等により、保育所（園）等における11時間の開所時間を超えて、保育時間を延長する事業です。

現 状

本町では、勤務時間や通勤時間の都合で開所時間（11時間保育）を超えて保育が必要な世帯を対象に延長保育を行っています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 見込み
利用人数	232人	236人	353人	299人	275人

量の見込みと確保内容

時間外保育事業（延長保育事業）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	296人	293人	289人	282人	280人
②確保内容					
利用人数	400人	400人	400人	400人	400人
実施か所	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所

確保方策

今後も、保護者の就労時間の長時間化や通勤時間の広がり等によるニーズ変化を踏まえ、必要なサービス量を確保していきます。

（3）放課後児童健全育成事業

事業内容

放課後児童健全育成事業は、保護者の就労等により、放課後家庭において適切な監護が受けられない児童を対象として、仲間づくりや活動や遊びを通して、たくましい体や心を育てること等を目的に実施しています。

現 状

本町では、町立の放課後児童クラブ6か所と私立の放課後児童クラブ2か所、計8クラブが開設しています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 見込み
実利用人数	224人	277人	266人	246人	232人
低学年	213人	252人	246人	218人	226人
高学年	11人	25人	20人	28人	6人

量の見込みと確保内容

放課後児童健全育成事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み					
低学年	238人	229人	223人	217人	212人
高学年	25人	25人	25人	25人	25人
②確保内容					
登録児童数	280人	280人	280人	280人	280人
実施か所数	8か所	8か所	8か所	8か所	8か所

確保方策

今後も、放課後に保護者が自宅にいない子どもが安心・安全に過ごせる居場所を提供し、その健全な育成を図ります。特別な配慮を必要とする児童への対応や開所時間の延長検討など実施内容の充実を図ります。さらに、放課後子ども教室との連携強化を図ります。

(4) 子育て短期支援事業

事業内容

子育て短期支援事業は、保護者の疾病や仕事等により、児童の養育が困難になった場合等に児童養護施設などで一時的に児童を預かる事業で、次の2つがあります。

短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）
児童の保護者が、病気や仕事、出産、育児疲れなどで一時的に養育することができなくなった場合や経済的な理由により一時的に母子を保護することが必要な場合に、児童養護施設等で預かる事業で、7日間を限度に利用できます（宿泊を伴います）。
夜間養育等事業（トワイライトステイ事業）
保護者の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり、養育が困難となった児童を、通所により児童養護施設等で預かる事業で、2か月を限度に利用できます。

現 状

本町では、子育て短期支援事業を実施していません。

量の見込みと確保内容

子育て短期支援事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
②確保内容	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

※人日：人数×日数で年間の需要量を示す。例えば15人が10日間利用した場合には150人日となる。

確保方策

計画期間における実施の予定はありませんが、保護者のニーズ把握に努めるとともに、実施に関連する関係機関や施設と連携のもと、事業の実施について検討していきます。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

事業内容

乳児家庭全戸訪問事業は、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭(生後2か月)を訪問し、子育て支援情報の提供や養育環境等の把握を行い、必要なサービスにつなげる事業です。

現 状

生後2か月の乳児のいるすべての家庭を対象に、保健師等が家庭訪問を行い、子育て支援情報の提供や養育環境等の把握を行っています。令和元年度での乳児家庭全戸訪問事業における訪問率は100%となっています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 見込み
対象人数	137人	157人	143人	141人	143人
訪問率	100%	100%	100%	100%	100%

量の見込みと確保内容

乳児家庭全戸訪問事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (訪問件数)	135件	132件	129件	125件	120件
②量の見込み (訪問率)	100%	100%	100%	100%	100%
③確保内容	実施体制：8人（保健師：7人、助産師：1人） 実施機関：保健センター				

確保方策

今後も、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図るため、訪問率100%を目指します。

(6) 養育支援訪問事業

事業内容

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対し、適切な養育の実施を確保するため、保健師がその居宅を訪問し、養育に対する指導、助言及び家事の援助等を行う事業です。

現 状

乳児家庭全戸訪問事業の面談等により、子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭又は虐待のリスクを抱える家庭を把握し、保健師等が訪問・相談指導を行っています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 見込み
対象人数	10人	13人	16人	11人	9人
延べ訪問件数	14件	18件	29件	33件	20件

量の見込みと確保内容

養育支援訪問事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み					
対象実人数	13人	13人	13人	13人	13人
訪問延べ件数	26件	26件	26件	26件	26件
②確保内容					
対象実人数	15人	15人	15人	15人	15人
訪問延べ件数	30件	30件	30件	30件	30件

確保方策

今後も、養育支援が特に必要な家庭に対し、適切な養育の実施を確保するため、保健師等がその居宅を訪問し、養育に対する指導、助言及び家事の援助等を行うほか、要保護児童対策地域協議会や関係機関と連携し、迅速な対応等が図れるよう機能強化を図ります。

(7) 地域子育て支援拠点事業

事業内容

地域子育て支援拠点事業は、主に乳幼児及び保護者を対象に、公共施設や保育所(園)等の地域の身近な場所で、育児不安などについての相談・指導、子育てサークル等の支援、子育てに関する情報提供、育児講習等の事業を行い、地域の子育て家庭に対する支援を行う事業です。

現 状

本町では、「元気交流ステーション子育て支援室」、「みどりの森保育園のびのびひろば」、「あおぞら保育園どんぐりひろば」、「かがやき保育園はるかぜひろば」、「高原保育園ニコニコサークル」、「子育て支援センターつどいの広場」を開設しており、子育て家庭の親子が気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、交流する場を提供するとともに、育児相談や情報の提供を行っています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 見込み
延べ利用人数	5,480 人	6,988 人	6,163 人	7,448 人	6,923 人
実施か所数	6 か所	6 か所	6 か所	6 か所	6 か所

※未就学児 0～5 歳児

量の見込みと確保内容

地域子育て支援拠点事業

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	6,866 人回	6,797 人回	6,661 人回	6,527 人回	6,331 人回
②確保内容	7,500 人回	7,500 人回	7,500 人回	7,500 人回	7,500 人回
実施か所数	6 か所	6 か所	6 か所	6 か所	6 か所

※月間延べ利用人数

確保方策

今後も、地域子育て支援拠点事業の周知など利用促進を図るとともに、事業内容の向上に努めます。

(8) 一時預かり事業

事業内容

一時預かり事業は、幼稚園在園児を対象とした預かり保育事業と、保護者が疾病、出産及び親族の看護、その他育児疲れなどでリフレッシュしたいときなどにお子さんを一時的に預かる事業があります。

現 状

本町では、すべての認定こども園（1号認定）で、教育時間終了後に、預かり保育を実施しています。また、生後3か月から就学前までの児童を対象に、一時保育を実施しています。

①幼稚園・認定こども園における預かり保育

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 見込み
延べ利用人数	1,442人	2,295人	1,725人	3,026人	2,988人

②幼稚園以外の一時預かり

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 見込み
延べ利用人数	1,091人	1,119人	2,687人	1,146人	739人

量の見込みと確保内容

一時預かり事業

①幼稚園・認定こども園における預かり保育

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	2,349人日	2,302人日	2,256人日	2,166人日	2,144人日
②確保内容	3,500人日	3,500人日	3,500人日	3,500人日	3,500人日
実施か所数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

②幼稚園以外の一時預かり

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,651人日	1,618人日	1,586人日	1,523人日	1,508人日
②確保内容	2,700人日	2,700人日	2,700人日	2,700人日	2,700人日
実施か所数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

確保方策

事業・制度の周知など利用促進を図るとともに、保護者が安心して預けることのできる受け入れ環境及び実施体制の充実を図ります。

(9) 病児・病後児保育事業

事業内容

病児・病後児保育事業は保護者の子育てと就労等の両立を支援する事業です。「病児保育」は病気回復期前であるため集団保育が困難な児童を併設の病児保育室で預かる事業です。「病後児保育」は、病気回復期にあるため集団保育が困難な児童を保育所(園)の専用スペース又は併設の病後児保育室で預かる事業です。

現 状

本町では、5か所で体調不良児対応型を実施しています。また、生後6か月から小学校3年生までの児童を対象に、あおぞら保育園敷地内に併設した病児・病後児保育室「ひまわり」で病児・病後児保育を実施しています。

①体調不良児対応型

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 見込み
延べ利用人数	739人	694人	576人	476人	490人

②病児対応型

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 見込み
延べ利用人数	－	121人	287人	200人	177人

量の見込みと確保内容

病児・病後児保育事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	785人日	777人日	761人日	738人日	723人日
②確保内容	900人日	900人日	900人日	900人日	900人日
実施か所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

確保方策

住民への事業・制度の周知など利用促進を図るとともに、事業内容の向上に努めます。

(10) ファミリー・サポート・センター事業（就学児のみ）

事業内容

ファミリー・サポート・センター事業は、育児の援助をしてほしい方と、育児の援助をしたい方が会員となり、仕事と育児を両立できる環境を整備し、地域の中で子どもたちが健やかに育っていけるよう、会員組織による地域の助けあい活動を進める事業です。

現 状

本町では、「立山子育て支援センター」を拠点に事業を実施しています。令和元年度の会員数は、提供会員 76 人、依頼会員 91 人、両方会員 5 人となっています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 見込み
延べ利用人数	5 人	14 人	214 人	47 人	81 人
低学年	0 人	11 人	49 人	47 人	81 人
高学年	5 人	3 人	165 人	0 人	0 人

量の見込みと確保内容

ファミリー・サポート・センター事業（就学児のみ）

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み					
低学年	36 人日	36 人日	36 人日	36 人日	36 人日
高学年	3 人日	3 人日	3 人日	3 人日	3 人日
②確保内容	250 人日	250 人日	250 人日	250 人日	250 人日

確保方策

今後は、住民に制度を周知し、事業の利用が円滑になるように会員登録を促すとともに、安心して利用できるようにサポート体制を充実していきます。

(11) 妊婦健康診査

事業内容

妊婦健康診査は、安心して妊娠・出産を迎えることができるように、妊婦の健康診査にかかる費用の一部を助成し、経済的な負担を軽減し、妊婦の健康の保持増進を図る事業です。

現 状

本町では、妊婦の健康管理を目的に、医療機関に委託して健診を実施しており、14回までの公費助成を行っています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 見込み
受診券交付人数	168 人	160 人	160 人	141 人	154 人
延べ受診回数	1,798 回	1,672 回	1,676 回	1,656 回	1,703 回

量の見込みと確保内容

妊婦健康診査

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み		135 人 (健診回数)	132 人 (健診回数)	129 人 (健診回数)	125 人 (健診回数)	120 人 (健診回数)
		1,428 回	1,397 回	1,365 回	1,323 回	1,270 回
②確保内容	実施場所	県内医療機関に委託して実施を基本とする				
	実施体制					
	検査項目	厚生労働省が示す健診実施基準に準ずる				
	実施時期	通年				

確保方策

必要量を提供する体制はできており、今後は、関係機関との連携を図りながら、妊娠届出時の面接や広報などを通じた受診勧奨を行い、受診率の向上に努めます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業内容

実費徴収に係る補足給付を行う事業は、保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具等に要する費用や副食材料費に要する費用等を助成する事業です。

確保方策

実費徴収に係る補足給付を行う事業については、国等が示す対象範囲と上限額を踏まえながら、副食材料費への助成を実施し、日用品等については、今後検討します。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

事業内容

子ども・子育て支援新制度において住民ニーズに沿った多様な教育・保育の提供を進める上で、多様な主体による事業実施を促進する必要があるため、民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

確保方策

教育・保育及び地域型保育の「量の見込み」を的確に把握し、新規参入の必要性が生じた場合には、新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、新規施設等に対する実施支援、相談、助言等の実施を検討します。

6 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容

(1) 教育・保育の一体的な提供の推進

保育士や幼稚園教諭の指導力の向上と保育・教育の内容充実を図るとともに、保育所（園）・認定こども園と小学校が、互いに抱える課題などについて情報交換を行うなど、連携強化を図ります。また、教育・保育施設及び地域型保育事業相互の連携推進に努めます。

(2) 認定こども園の推進

認定こども園は、就学前教育・保育を一体として捉え、一貫して提供する新たな枠組みとして、幼稚園機能と保育所機能を併せ持ち、地域における子育て支援機能を果たすことが義務付けられている施設です。現在、本町では、認定こども園が2か所開設しています。

今後、身近な地域で教育・保育を受けることができるよう、地域の実情や既存施設の状況等を踏まえ、幼保一体型施設（認定こども園）の普及について、引き続き検討を行います。

(3) 質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実

乳幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期であることに留意し、発達段階に応じた質の高い教育・保育が適切に提供されるよう努めます。

また、子どもの最善の利益が実現される社会を目指し、地域社会ですべての子育て家庭を支えていけるよう、子育て支援施策を推進していきます。

(4) 保育士等の質の向上

質の高い教育・保育を提供するためには、保育士・幼稚園教諭の専門性や経験が重要になります。保育士や幼稚園教諭の研修会の開催などを通じて、幼児教育・保育の理解を深め、実践につなげます。

また、保育サービスの充実のためには、保育士・幼稚園教諭の確保が不可欠であることから、確保に向けた支援策等を検討していきます。

(5) 外国につながる幼児等への支援・配慮

国際化の進展に伴い、海外から帰国した子どもや両親が国際結婚であるなどの外国につながる子どもの増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が円滑に就園し、必要な施設の利用ができるよう、保護者及び教育・保育施設等に対し、必要な支援を行います。

第6章 計画の推進

1 計画の推進に向けて

(1) 総合的な施策の推進

本計画に位置づけている施策は、母子保健・保育・教育・就労環境・生活環境・男女共同参画など広範囲の分野にわたっており、庁内の各課や関係機関の多くが実施主体となっています。そのため、町全体が子どもと子育てを支える環境となるためには、それぞれの実施主体が有機的に結びつき計画全体を推進していく必要があります。計画の推進にあたっては、健康福祉課が中心となり、各課や関係機関との連絡・調整を密にし、これまで以上に連携を強化していきます。

(2) 県や国との連携

本計画に位置づけている施策の中には、町単独ではなく国や県との連携のもとで実施しているものがあるように、すべての施策を町単独で実施できるわけではありません。また、社会状況が変化していく中で、町の方向性を考えていくためにも、国や県が進める施策との整合性を図っていく必要があります。そのため、計画の推進にあたっては、国や県との連携強化に努めます。

(3) 住民への計画の周知

本計画では、行政が実施主体となる公的な支援策に加え、ボランティア活動や地域活動、家庭での取り組み、事業所の役割なども位置づけています。

住民をはじめ事業所、関係団体がこの計画の考え方や具体的な取り組みを知ること、それぞれの立場に応じた協力体制の確立が必要となることから、計画・施策の周知に努めます。

(4) 相談体制の充実

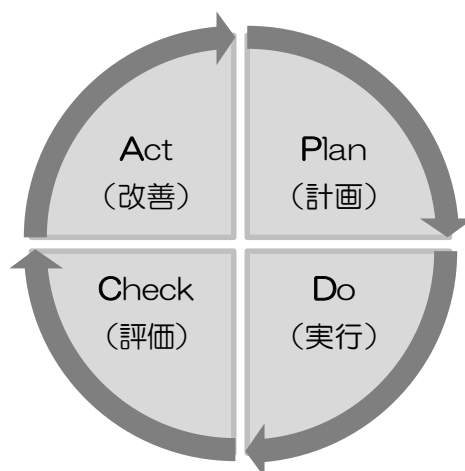
各種サービスの利用や町の進める取り組みについて、様々な疑問や相談が発生することが予想されます。そのため、健康福祉課が中心となり、保育所（園）・認定こども園、関係部署等が情報の共有化を図るとともに、各事業実施主体が計画の趣旨等を十分に理解し、住民の要望・相談等に応じられる体制づくりを進めます。また、相談内容に応じて、必要な支援が受けられるよう、専門機関へのつなぎなど問題解決への支援を図ります。

2 計画の進行管理

計画の着実な推進のためには、各関係課や関係団体が一体となって取り組むとともに、成果指標を定め、定期的に進行状況等を確認しながら、その都度必要な改善を図るなど、PDCAサイクル〔Plan（計画）－Do（実施・実行）－Check（検証・評価）－Act（改善）〕のプロセスを踏まえた計画の進行管理に努めます。

また、「立山町子ども・子育て会議」において、計画の進捗状況の点検・評価等について定期的に審議を行います。

PDCAサイクルのイメージ



3 本計画の成果指標

本計画の成果を定量的に評価するため、基本目標ごとに以下の成果指標を設定します。当該指標は、計画の見直し時期に実績やアンケート調査の実施による把握を行い、施策の改善につなげていきます。

成果指標一覧

基本目標1 健やかな成長を支援する基盤づくり

項目	現状値	目標値 (令和6年度)
合計特殊出生率	1.22	1.51 (R7) (H27立山町人口ビジョン)
町の子育て環境について(『満足』の割合)※	就学前 46.0% 小学生 49.4%	70%

基本目標2 明日の郷土を担う心身ともにたくましい人づくり

項目	現状値	目標値 (令和6年度)
乳児健康診査の受診率(4か月児)	99.3%	100%
幼児健康診査の受診率(1歳6か月児、3歳児)	100%	100%
産後うつ傾向にある母の割合	0.8%	減少

基本目標3 地域の温かいまなざしに包まれて、楽しく子育てができるまちづくり

項目	現状値	目標値 (令和6年度)
地域子育て支援拠点利用人数	7,448人	維持
児童相談所全国共通ダイヤルの認知度※	就学前 16.8% 小学生 20.1%	50%

基本目標4 働きながら安心して子育てができるまちづくり

項目	現状値	目標値 (令和6年度)
育児休業の取得率※	母親 59.4% 父親 1.5%	増加 (特に父親)

※印の指標の現状値はアンケート実績値(平成31年1月実施)。その他は平成30年度の実績値。

資料編

1 計画策定について

(1) 立山町子ども・子育て会議設置要綱

立山町子ども・子育て会議設置要綱

平成 26 年 4 月 1 日

告示第 55 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第 1 項の規定に基づき、立山町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

- (1) 子どもの保護者（立山町在住者）
- (2) 事業主又は労働者を代表する者（立山町在住者）
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (5) その他町長が必要と認めるもの

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(2) 令和元年度立山町子ども・子育て会議委員等

立山町子ども・子育て会議委員名簿

	職名等	氏名	備考
1	高原保育園保護者の会 会長	宮澤 恵	
2	認定こども園むつみ幼稚園むつみ会 副会長	亀山 雅子	
3	かがやき保育園父母の会 会長	米川 友美	
4	立山地区PTA連合会 会長	黒田 哲司	
5	立山舟橋商工会同友会 会長	松村 和浩	
6	認定こども園むつみ幼稚園 園長	桑谷 留美子	
7	社会福祉法人高原福社会 理事長	桂 博志	
8	立山町保育士会 副会長	舟橋 裕美子	
9	一般社団法人立山子育て支援センター センター長	中崎 毅	
10	富山国際大学子ども育成学部 講師	竹田 好美	
11	立山町民生委員児童員協議会 児童福祉部会長	石原 るり子	副会長
12	立山町男女共同参画推進員連絡協議会 会長		
13	社会福祉法人立山町社会福祉協議会 会長	清水 清信	会長
14	立山町区長会 会長	嶋田 利隆	R 2.2.24 まで
		佐伯 元信	R 2.2.24 から
15	立山町副町長	酒井 武史	

立山町子ども・子育て会議事務局

役職等	氏名	役職等	氏名
健康福祉課 課長	清水 厚	健康福祉課 主任保育士	福田 香苗
教育課 課長補佐(学校教育係長)	作田 英信	健康福祉課 主任保育士	長澤 裕美
教育課 生涯学習係長	跡治 伸一	健康福祉課 児童福祉係主任	金尾 元樹
健康福祉課 健康係長	藤木 靖子	健康福祉課 児童福祉係主事	黒坂 知代
健康福祉課 児童福祉係長	小橋 晴美		

(3) 策定経緯

日程	内容	備考
平成31年 1月～2月	アンケート調査の実施	
平成31年 2月19日	平成30年度 立山町子ども・子育て会議	策定スケジュール説明 アンケート調査概要説明
令和元年 9月3日	令和元年度 立山町子ども・子育て会議(第1回)	策定スケジュール説明 策定方針の確認
令和元年 12月23日	令和元年度 立山町子ども・子育て会議(第2回)	計画素案に対する説明
令和2年 2月25日	令和元年度 立山町子ども・子育て会議(第3回)	計画素案に対する説明
令和2年 3月	パブリックコメントの実施	

2 用語解説

【か行】

合計特殊出生率

ある年の女性の年齢別出生率が変わらないという仮定のもとで、1人の女性（15～49歳）が、その生涯に平均何人の子どもを生むかを推計した値。人口を維持するために必要な水準は2.07とされています。

子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法第72条に基づき、有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして内閣府に設置された会議。本町では、同法第77条第1項に基づき、「立山町子ども・子育て会議」を設置しています。

子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法第61条に基づき、市町村が5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する事項を定めた計画。

子ども・子育て支援新制度

子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、子ども・子育て関連3法に基づき、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援についての量の拡充や質の向上を進めていく制度。

子ども・子育て支援法

急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする法律。

【さ行】

小1の壁

共働きやひとり親世帯において、就学前の時期と異なり、小学校入学後に親の退社時間まで子どもを預ける施設がないことで子どもの小学校入学を期に、仕事と育児の両立が困難になること。

【た行】

地域型保育事業

地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応する質が確保された保育を提供し、乳幼児の成長を支援するために、19人以下の少人数の保育により、0歳から2歳児までの乳幼児を預かる事業。小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業があります。

地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法第 59 条に定められた、①利用者支援に関する事業、②時間外保育事業（延長保育事業）、③放課後児童健全育成事業、④子育て短期支援事業、⑤乳児家庭全戸訪問事業、⑥養育支援訪問事業、⑦地域子育て支援拠点事業、⑧一時預かり保育事業、⑨病児・病後児保育事業、⑩ファミリー・サポート・センター事業、⑪妊婦健康診査、⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業、⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業の 13 事業。市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画において、各事業の「量の見込み」と「確保方策」を定めることとされています。

【な行】

認定こども園

就学前の子どもを持つ保護者の就労の有無にかかわらず、幼稚園と保育所（園）の両方の機能と、地域における子育て支援事業を行う機能を備える施設。

【や行】

ユニバーサルデザイン

はじめから、年齢や性別、能力などにかかわらず、すべての人が利用できるように製品や建物、空間をデザインしようとする考え方。

【ら行】

労働力率

15 歳以上の人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合。

【わ行】

ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」のこと。仕事と家庭生活や地域活動などの「仕事以外の活動」とのバランスをとり、多様な働き方や生き方が選択できるようにすること。個人の生活の充実とともに、企業の生産性向上、社会・経済の活性化に寄与するといわれています。

【ABC】

DV

ドメスティック・バイオレンス。配偶者や恋人など親密な関係にある、又は親密な関係にあったパートナーからの暴力のこと。

M字カーブ

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30代を谷とし、20代後半と40代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいいます。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるため。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられません。

PDCAサイクル

計画や事業等を実施する場合に、PDCA（Plan：計画 → Do：実行 → Check：検証 → Act：改善）のサイクルを行うこと。特に改善を次の計画に反映してシステムを循環させる継続的な改善活動。

第2期立山町子ども・子育て支援事業計画

【令和2年度～令和6年度】

発行年月：令和2年3月　発行：立山町　編集：健康福祉課

〒930-0221　富山県中新川郡立山町前沢1169番地

TEL：076-462-9955　FAX：076-462-9996